

平成20年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成20年9月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
6番 松永渉	7番 篠原啓治
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（1名）

5番 児玉敬二

会議録署名議員

10番 木村松雄	11番 阿部雅志
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 吉岡 聖司
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 岩脇 正治
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 富澤 公一	吉野支所長 西岡 司
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 池光 博
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

追加日程第1 報告第4号から議案第68号まで

議案第70号から議案第74号まで

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（稲岡正一君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（稲岡正一君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

15番月岡永治君。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） おはようございます。

議長の許可を得まして、15番月岡永治、一般質問をさせていただきます。

もう7月、8月の降雨量が、気象観測史上初めてというような少雨でございまして、今早明浦ダムには水がございません。これだけ一級河川として有名な吉野川に水がないということで、本当に皆さん方、もう大変な時期を迎えております。また、追い打ちをかけるように、先日総理の退陣というようなことで、本当に日本の国、どういうふうなかじ取りがとれるんだろうと一般の皆さん方も心配されていらっしゃるかと思います。

そんな中、昭和22年に新設されました教育基本法が、各10年ごとに改正されまして、60年ぶりに大幅な改正をやりました。平成15年の改正、今から5年前です。週5日制ということで、ゆとりの教育ということを打ち出して、それからたった5年の間に、また今度は、その5日制は維持しつつ教育の内容を変えると。これは一体どういうことかといいますと、国際競争の中で、日本が今まで優位だったものが、もう今びっくりするような数字が出てきたと。というのは、他国で、インドであるとか、そういうところの勉強の仕方が日本と違って、成績が負けておるといのが、今文部科学省がおしりに火がついたというような状態で、今慌てた改革でないかと、そういうふうに思っております。

それで、教育基本計画っていうものが今発表されております。10年の目標で、重点目標として77項目の施策、5年間で重点的に取り組む項目を9項目と掲げまして、来年春より実施される新教育課程への移行対応につきまして、まず教育行政、教育委員会にお聞

きしたいと思います。

2項目の幼稚園、小学校及び小学校と中学校の連携です。

きのう、三木議員の質問にお答えをしておりました。幼稚園は、もう来春から即この移行措置が始まるわけでございます。そういった中で、幼稚園教育の質の向上です。そういうものをどういうようにしてやられているのかと。

それと、現在今阿波市にある幼稚園、統括した園長も含めまして、今園長土成、吉野ブロック、市場ブロック、阿波ブロックと、3地区に分かれて今やられておりますけども、この今の進みぐあいです。ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと、この夏休みです。先生方、全部の皆さん方に、今度の文部科学省から改定の指導要領、教材とか、そういうものはないんですか、指導要領が配布されております。指導要領を夏休み中に勉強していただいて、そして即やっていくものと、22年、23年にかけてやっていくもの、どういうものをしていくのかという、今阿波市の教育の方向性です。そういうなものがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） おはようございます。

月岡議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の平成21年度の幼稚園、また小・中学校の新教育課程への移行措置への対応ということでございます。

議員もご承知のように、新しい教育要領、学習指導要領に沿った教育課程の全面実施は、幼稚園は来年度から、小学校は平成23年から、中学校は平成24年からスタートすることになっております。この間、教科書のない道徳とか総合的な学習の時間などは、来年度からは新しい学習指導要領の内容を学習することになります。また、小・中学校におきましての、特に小学校、算数あるいは中学の数学、理科などの教科学習においては、補助教材などを使用して学習することになります。

このようなことを踏まえて、幼稚園におきましては四国幼稚園長会、また文部科学省からの指導を受けることによって、本県の幼稚園教育課程研修集会においても伝達講習が行われておりまして、その共通理解をもって、来年度からの幼稚園教育に進んでいくようになっております。

また、夏季休業日中に東部、中部、西部、我が阿波市の場合です。それぞれ3地区に分かれまして、教育課程の見直しを行っておるところでございまして、本年度中に仕上がっ

て、来年度からのスタートに備えたいと考えております。

また、小学校、中学校におきましても、来年度からの移行に備えて、文部科学省等の資料をもとにしながら、校内研修、また阿波市におきましては教頭会や各校の教科部会、各校には教科の部会があります。その部会が阿波市で一堂に会して、その教育課程の内容を検討したり、進め方を見直したり、いろいろとそういう研修の中で準備をしていっておるところでございます。また県の教育委員会におきましても、その新しい指導要領に備えて研修会を持っていただくようになっております。もう既に、手元にはこういうものが来ておまして、小学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置等についてお知らせということで、徳島県総合教育センターから、このようなものがそれぞれの学校に配布されまして、十分研修、研究するようになっております。

阿波市の教育委員会といたしましても、このような状況を見守りながら、スタートに向けて遺漏がないように十分指導していきたいと考えております。これが第1点目のご質問でございました。

第2点目の幼稚園と小学校及び小学校と中学校の連携をどう考えているのかという中で、特に幼稚園のあり方、あるいは統括園長となってからの向上はどうかと、あるいは進みぐあいはどうかということでございました。

統括園長としては、本年度は3人の統括園長、東部、中部、西部、それぞれ3園ずつ統括していただいております。従来、過去の多くは、小学校の校長先生が幼稚園園長を兼務いたしておりました。しかし、そこにはいろいろとデメリットもございました。メリットもありました。しかしながら、小学校の校長が兼務することについては、大変難しいところがありました。と申しますのは、小学校の教育をしっかりとやっていかないけない中に、あわせて幼稚園の兼務というのは、いろんな面で不都合を生じてきておりましたので、これはもう小学校の校長先生は小学校の教育に専念していただきたいという思いもありまして、兼務を解いたわけでございますし、また幼稚園側にしましても、国の動きもそうなんですけれども、専任園長という方向がずっと流れてきておまして、幼稚園としての教育のあり方が十分生かされるように、それぞれ幼稚園に園長を置くことが望ましいと考えましたので、今は3園を統括しておりますけれども、できることなら将来的にはそれぞれ幼稚園に園長を置ければいいかなというふうには思っております。

そして、我が阿波市におきましては、昨年度は2人の園長でしたが、本年度は3人。このことについては、昨年度よりもよりきめ細かに統括指導ができておるように思っております。

ます。

特に、幼稚園と小学校の連携、あり方についてでございますけれども、このことについては小学校の校長先生に、毎年4月に、昨年も本年も、幼稚園との連携を十分お願いしてございます。従来と同じように、しっかりと、行く行くは我が小学校に来るのだから、本当に今までどおり見守っていきたいし、相談も受けたいし、いろんな面で協力していきたいということを、はっきりと4月当初の校長会で約束といたしましょうか、お願いしてございまして、小学校の校長先生は、兼務は外れたというものの、それについては十分理解をいただいております。ですから、今その統括の進め方については、今のところ順調にいとっていると私は思っているところでございます。

その次に3番目は、夏休み中に、これは小学校ですけれども、指導要領が配布されたと。その教材と指導力の育成はということでございます。

さきにお答えいたしました、21年4月からは、校種間ごとに新しい教育課程がスタートします。幼稚園が来年度からということをお願いしました。このことに伴い、指導に必要な補助教材につきましては、文部科学省が各校へ配布に向けて準備を今現在進めていると聞いております。これはもう教科書のことなんです。教科書を今新しい指導要領に向けての準備をしておるところでございます。

特に小学校5、6年生に導入されます外国語活動、本県では英語活動につきましては、英語のノートの作成版が、もう既に阿波市には2校指定研究がございまして、2校に送られてきておまして、それの中につきましては、検討しながら活用方法とも考えているところでございます。また、他郡市に先駆けて、今言いましたすべての小学校の全学年で、英語を本市では取り組んでおります。これが今後5、6年生にそういったことで入ってきましたら、スムーズに移行ができるものと考えております。

指導力の育成につきましては、新しい学習指導要領の導入に伴い、各校では目的や目標などをつかむための研修を深め、実践を重ねております。こうした日々の研修や実践が、児童・生徒への、いわゆるつけたい力、学力です、これをはぐくむための教職員一人一人の指導力になっていくものだと思っております。今後とも、各校の教職員がその使命を自覚して、創意工夫を凝らしながら、学校教育推進のために活躍できるよう、指導、支援をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今、私、22年と23年と間違っております、23年と24年ですね。わかりました。

それと、統括園長が幼稚園の場合です、今スムーズにいとると。皆さんもご存じのように、今までは小学校の校長先生が兼務ってということで、そういうようにやられておりました。校長先生は、今メリットのほう、教育長はそういうことを言われましたけども、今デメリットっていうものが出るとような気がします。というのは、幼稚園には事務職員さんもおいでません。それに、用務員さん、また保健師さん、そういった方もおいでないです。今までは、校長先生が園長でしたから、小学校のその分を使えるという、いいところも実はあったわけなんです。それが、今統括園長が3つの幼稚園を持たれとって、そして各学校との疎通、まあ現場の疎通っていうのは、自分が保育士をされとった方が園長になったんだから、現場の声っていうのはよくわかると思うんですけど、今幼稚園の先生、校長先生等、こういうことでお願いしたい。どういうことかっていいますと、健康診断であるとか、聴覚、それに不意な事故が起きたとき、そういったときに、保健師さんを頼っていくのを、それを医者へ連れていくのにでも、今までは学校の保健師の先生がやってくれとったものが、今先生方がその場で対応しなくちゃいけないという事例も出るとなわけです。ですから、やっぱり切り離してしまいますと、なかなか今までつながとったものも使えないというのが現場の声でございます。ですから、これを上手にやるためには、園長がもっと小学校と意思疎通して、こういうことはぜひお願いする、そういうものを教育委員会と一緒にあって、小学校と一緒に考えていくっていう縦のつながりです。そういうものをやっぱりやっていかなんたらいかん。

それと、教育長きのうもおっしゃってましたけども、私はこれから幼稚園も含めた義務教育、9年を10年というスパンで見ないと、一つ一つの幼稚園、小学校、中学校っていう見方は、もうこれはだめである。今、指導要領にもそういうことをやるということで書かれております。ですから、そこをどういう形でやるんだと。幼稚園から小学校に上がるための一つの前段階で、子供にその基礎、基本、それとかそういうしつけ的なものも含めて、今の間に勉強していく。小学校に上がったときにスムーズにやれるようになってというようなことを考えた、今これからの指導要領のこの使い方になってくると思うんです。

それと、今市場町の大俣幼稚園ですか。午後保育の方がことしはゼロになったということで、もう今各幼稚園では、臨時の方と、それぞれ正規の方と大体半々ということで、今

臨時の方が、松永議員も質問の中に毎回言われておりますけども、臨時の方が担任を持ってやられておる。その担任の先生方、もう本当に休む間がなくて、というのは、人間がおりませんので、3人、4人で2クラス、2クラス持って、そしてやっておりますので、もう午後からは1人専従ってという臨時の方を置いたら、もう1人休んだらフォローする人がだれもないというのが、今の幼稚園の現状です。今、こういう形で職場で働いておられる、今頑張っていておる先生方も、そういう不平とか、そういうものもあるのも事実です。ですから、私はもうここへ来て、幼稚園、これだけ要るんだらうかと。9校も幼稚園、こうやって要るんだらうか。統廃合もこれ考えていかなんだらうか時期に来とんでないかと思うんですけども、教育長のお考え。

それと、統合もそうでございますけども、幼・保一元化、今土成町ではこういう成功した例もあるんですけども、これをどうやってして考えておるのか、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員の再問にお答えいたします。

1つは、幼稚園の統合の問題です。

実は、幼稚園、今現在で見えますと、土成中央幼稚園が小学校から離れたところにあります。あとは全部小学校の敷地内、あるいはその近くにありますが。先ほどメリット、デメリットでメリットをたくさん申し上げました。そういうところからして、小学校の敷地内にある、近くにあるということは、非常に都合がよろしいです。先ほど議員からも言われましたように、幼稚園、小学校が一貫して教育になっていかないといけないと、これはもう国の方向でもあります。そのようなことを考えますと、小学校と隣接、あるいはその近くに、敷地内にあることが、今後幼稚園と小学校が一貫していく上では、大変必要なことだと思っております。

ただ、その中央幼稚園が何もかもそれは都合が悪いということは申せません。統合については、もうなかなか難しい問題を抱えておまして、幼稚園だけが単独でぽんということも、大変問題が大きいかなというふうには考えております。

それから、先ほどちょっと私もお答えの中に含めればよかったということがございます。それは、幼稚園には用務員、それから養護教諭、事務の方がいません。しかしながら、先ほど言いましたように、小学校にはとにかく今までどおりお願いしてございますので、いざというときにはそういったところで支援をしていただくようになっております。

し、また事務につきましては、実は阿波市の学校教育課の中に幼稚園の事務担当職員がいます、阿波市の幼稚園すべての、ほとんどの事務を処理しております。

例えば、健康診断等につきましても、校医の方に連絡なり、日にち、場所等のすべての事務的なことは、阿波市の学校教育課にいる職員がしております、それぞれの幼稚園に連絡をしておるといのが一例でございます。できるだけ、そういった事務はまとめていたしております。

そのようなことで、今後幼稚園の統合につきましては、大変大きな問題であるし、国の方向あるいは阿波市としても、今のところそれは考えては、私は考えておりません。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） あのねえ、やっぱりこの統合や合併とか、そういう話が出ましたが、やっぱり住民の皆さん方からもう反対が出るということで、恐れてそういう話をする。というのは、人数が3名しかおらない、4名しかおらないところで経営はできないです。そうでしょう。小学校は20人、25人、中学校はそういう数がおるから、いろんな皆さん方に経営者になってもらえるんです。そして、幼稚園では正職員は2人しかいないんです。あとは臨時の方で、その中で経営をしなさいっていうのも、これは無理な話です。絶対に無理です、これは。だから、その中で臨時の方が一生懸命頑張っておられて、正職員と同じような働きをして、安い、まあ安いか高いかはこれだれが判断するんかわからんですけれども、今1日6,800円で、残業代もつかないで、そういった形で今働いて、担任まで、責任ある仕事をやっていただいているというのが現状なんです。

今、事務をやっていると言うてましたけども、吉野町で事務で、担当の学校教育課で1人の女の人が事務やってます。じゃあ、その書類もらい行くのに、久勝からこっちへ書類もらいに来るんですか。その道中どないするんですか。だれが行くんですか。先生に行かすんですか。あのねえ、そんなことができよるっていうのは、もうみんな目の前でしよるからできよると言うんです。ですから、それはファクスでいける、パソコンで全部それを取り出せれる、そういったものであれば、まだ機能もできるかもわかりません。ですけど、今言ようるように、人数のそういった少人数、ですから統合、今言ってる統合園長が普通の園長で、学校で代表園長というような形で校長先生がおいでたら、もっとこれスムーズにいくような気もするんです。ですから、そこのところを、今3館を一生懸命見ていただいとる園長先生、本来1館に1人園長先生がおって、その園長先生は仕事をしていた

だけの園長だったら、今会にばかり出られて、ほとんどその現場におられない園長っていうか、すごく忙しいらしいです。3館を見とる関係で。今、現実に各館の指導っていうのはできてないのが現状なんです。そこのところを、やはり教育委員会は、学校のほう忙しいでしょうけども、そういった現場の声っていうのも拾ってみなくちゃいけないんじゃないかと思います。

それと、今これ先ほど言い忘れていたのですが、まあ幼稚園のことばかり言うてしまいましたけども、必修で今言ってる英語の話はしてくれましたけども、中学校1、2年生では、何か今度、来年からすぐやるものというのはダンスをやるんですね。ダンスって何するのかなあと思うんですけど、男子と女子を仲よくするためにダンスをさすのか。それとも、今度武道をやる。それも柔道、剣道、どちらかやりなさいと。国は、1,250億円でしたか。すぐに剣道の道具を買うのであれば高いだろうから、それは早く申してくださいと。補助金出しますというて、文科省から、そういうものが出ておりました。こういうやらなければいけないもの、私これを今すぐやって成績が上がったり、いい勉強になるのかどうかわからないのですが、体力向上を一生懸命やろうと。昭和60年ころの体力に人間を戻そうと。子供さんが今頭でっかちで、知能はどんどん、ついてるんだけど、体力がすごく落ちているというふうなものも出てきております。そういったことをどのようにして進めていくのか。最後にこれお答えいただきまして、次の質問に移りたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 再々問にお答えします。

体力の向上ということだと思います。

実は、これも全国的な話をしますと、体力の向上、体力が落ちておるのは事実ではございまして、それぞれの学校、県、学区におきましては、体力をつけることにはいろいろと研究はしております。我が阿波市におきましても、体力向上のために、それぞれの学校では一生懸命に取り組んでおります。

具体的に言いますと、とにかく子供たちにしっかり動いていただくための作業とかあるいは行事とか、あるいは業間といいまして、間の時間にグラウンドを走るとか、あるいは体力はそういう運動だけではございませんので、食育も含めてのお話になりますけれども、今とにかく体力向上に向けては、さまざまな取り組みをしておるのは事実でございます。人間の発育は知、徳、体、食ときのう申しましたけども、そういったバランスのとれ

た子供たちをつくっていくことは大事かと思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） ぜひ、今度指導要領が変わって、子供さんたち、これはもう皆さん方が教育審議会等で考えていただいて、これが最高のプランであるというようなことで進めていく、この移行でございますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思えます。

先ほど申しあげましたように、9年間、これをもう本当にスパンとして、先生方、人事の交流はもちろんでございますけども、中学校、小学校、どんどん交流をやっていただきたい。それと、また生徒・児童の交流もあわせて、そしてやはり人が、また組織がバンドでつながり合い、またひっつき合う、そういった教育をぜひお願い申し上げたいと思えます。

それでは、今度行革及び事務分掌等についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

学校の経営、まあ校務分掌というのは、学校の中のそれぞれの仕事ということでございますけども、事務分掌も含めまして、本当に工夫というものがこれから先要るのではないかと。その中で、委員会から出るその予算が、各学校相当削られまして、厳しい学校経営が行われております。学校側として、やはり現場の事務レベルであるとか、校長との会話、もう本当によくされよるなあと。びっくりするぐらいされておりますけども、やはりその事務レベルでの本当の話、私校長が窓ガラス1枚割れたのを何ぼうかかかっておるかとか、そんなの余り知らないと思うんです。現実に修繕費が、またその運営費がどれぐらいかかかっておるかというのは、事務室長っていう方が大体担当でございますので、そういった方とのつながりというものはどういうふうにやられとるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

やはり、児童・生徒、少子化の影響で、運営経費も本当に各学校厳しい状況にあると思えます。そんな中で、今2番目に経費節減が特にされておると。私今回の質問の中で、ここを一番重点的にやりたいと思うて質問させております。派遣費というものが、今中学校に、各4校の中学校に出されております。その派遣費が、各年度ごとに、財政が厳しいということで、ここの補助金にまで手が回りまして、今まで生徒1年目8,500円だったと思えますけども、それから現在1人当たり6,800円まで落ちたその派遣費が、人数

が減り、そういった形で学校に入ってくるお金というのが、もう本当に減少しているのが現状でございます。そういった中で、今体力向上に一生懸命努めようとか、することとやっていることと、相当矛盾したような状況になっておるのが現実でないかと思います。

先日も、もう本当に北京オリンピックが行われまして、もう無事に終わるのだろうか心配もしておりましたけども、日本選手の活躍に皆さん本当に一喜一憂された、そういったことだったと思います。その金メダルや銀メダル、メダルを取られた方は本当に注目されますけども、やはりあそこまでいく、ふだんのその練習の成果とか、あの代表になるのが大変だということが、皆さんこれはおわかりだと、スポーツをされたり、いろいろなものを携わっておる人はおわかりだと思います。

そんな中、中学校のオリンピックとも言われる全中大会が行われました。それで、見事市場中学校の森下麻衣ちゃんっていうんですか。あの方が女子の部で、44キロ級ですか、それで全国制覇、優勝でございます。もうすごいですね。もう本当に全国1位というの、もう考えられんです。我々もいろんなスポーツ携わりました。中途半端で終わっておりますけども、全国で1位というのがどんなものかっていうことを私考えます。また、阿波中は団体戦でも行きましたけども、大島君、もう本当2年生ながら準優勝。もうこの子は本当に成績もすごくよくて、そしてもう上の、今全国の一流の高校や大学からも目をつけられておると。今も強化選手に認定されとるようでございます。そしたら、こういった選手が頑張っ、今全国大会に、四国大会を勝ち抜いて全国大会に行きました。それとまた小学校では、林小学校、今度の広報に市長が一緒になって楽しく写しておる写真が出ていますが、全国の子供自転車競技大会で優勝されております。もうこれも見事な、何年も連続出られて、そして準優勝に酒巻洗輔君、また新居翔馬君が5位に入賞ということで、もう阿波市の名前を全国にとどろかせてくれた見事な功労者だと私は思っております。また、市場、阿波町のジュニアのソフトクラブの方も全国大会に行かれた。阿波市の中で、もういろんなところで、まあ四国大会に行かれた方はたくさんおいでます。

そういった中で、今生徒派遣費、それと全国に、今ここにあります全国大会、四国大会に出場した者に対する補助というものがこういうふうにあるんですけども、これがいつからこういうふうになったか、私これを知らなかって、今まで全額出るもんだと思っただんですけども、これがいつからこういうふうになっておるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

その内容を、今議員の中でも、多分これを知らない方はたくさんおいでるんです。文教

の委員長されとったり、文教の方に聞いてもこれ知らなかったんです。これいつからこういうふうになったか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員からのご質問で、最初のほう、私のほうからお答えをさせていただきます。

それは、学校の校務分掌のほうに関係しまして、事務職員とあるいは学校、あるいは教育委員会との連携だと思います。

確かに、学校は事務、これは本当にいろいろとさまざまな内容の事務が来ます。それぞれの学校には、事務職員の方がいます。その事務職員の方は、阿波市の場合は全部県費の方でございまして、いろいろと研修を深めながら事務をいたしております。

学校経営と校務分掌の改善ということでございますけども、ご承知のように学校経営の責任者は学校長であります。このため、学校長は年度当初に、学校教育目標や学校経営方針などを決めるとともに、学校教育を推進するための組織づくりをいたします。その組織のもと、企画委員会で教育課程やさまざまな学校行事等が計画、立案され、職員会で共通理解を図って決定をしていきます。

また、その中の校務分掌を決める際には、経験や個性、特性などを考慮しながら、教職員の持つそれぞれの能力が発揮できるように、適材適所の配置が行われております。改善、工夫につきましては、企画委員会や職員会で課題等について話し合いが深められ、よりよい学校教育の推進を図るために、地域あるいは保護者に開かれた学校づくりを推進するためにいろいろと工夫してございまして、学校評価を導入しております。これも議員ご承知のことと思います。このように、学校長のリーダーシップのもとで、すべての教職員や生徒が共通理解を図り、保護者の方々、地域の方々を初め、関係する皆様方のご支援やご協力いただきながら、学校というものは成り立ってっております。

阿波市教育委員会では、学校の施設設備の整備や管理はもちろんのこと、教育にかかわる教職員の人事、子供たちの教育に深くかかわっております。このため、当初教育委員や文教厚生委員、毎年、去年、ことしもそうですけども、一緒に学校訪問をしていただいております。状況を把握するとともに、定例で行われております校長会、教頭会、これはもう毎月必ずしてございまして、そのときに学校行事等についても話し合いをいたしております。意見交換もいたしております。課題とか問題点についても、お互いに話し合いをしておる、こういった組織になってございまして、常に私どもは、学校長を初め事務職員の方と

も、報告、連絡、相談をきちっととっておるところでございます。これが学校の事務分掌、あるいは事務職員との連携ということでございます。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 月岡議員のご質問の中で、中学校の生徒派遣費、また補助金について、いつごろから削減されてきたのかというご質問でございます。

生徒のスポーツ及び文化振興を図るために、生徒派遣費等を全国大会、四国大会参加者に対しましては、限られた予算の中でございますが、財政当局と協議をしながら予算措置をいたしております。

しかしながら、厳しい財政事情のもと、平成18年度の予算編成方針では、17年度当初予算の10%の削減、また19年度の予算編成では、18年度予算額の5%の削減、また20年度におきましても、前年と同様の5%の削減というような予算編成方針が示されております。そういったことで、教育委員会といたしましても内部で協議をいたしまして、編成に沿った予算措置ということになっております。

このようなことから、生徒派遣費におきましては、平成17年度は生徒1人当たり8,000円、18年度は7,000円、19年度は6,650円、20年度は6,300円と、段階的な削減をいたしております。

また、全国大会や四国大会参加補助につきましては、平成17年度合併初年度につきましては、参加費用の全額補助、18年度につきましては、食費その他雑費を除いた全額補助、19年度からは7割補助ということで、派遣費同様段階的な削減を余儀なくされている現状でございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今の、次長、そういう答えですと、お金全部皆出よるみたいで。というのは、今ここにある宿泊費は、上限は8,000円であると。8,000円以上のものは、もう全部1万円のところに泊まろうと、学校が、全中が指定したり、文部科学省が指定したところで1万5,000円のところへ泊まっても、8,000円を上限として、その7割しか出ないということですから、5,600円しか出ないということですよ。今のだったら、何か皆さん出ているような感じになりますけど、そういうことですよ。ですから、実費運賃の7割、そして宿泊費は5,600円ということですよ。8,000

0円というのは言うだけであって、5,600円しか出ないということです。食事は家で食べているから、食べなさいと。自分で食べなさいということでしょう。早い話がそんなんです。これ今の派遣費というものは。そしたら、それをどういうふうにしてやるのか、私これは、阿波市は各地区と比べたら、徳島県下の中では有数な補助団体なんです。これ皆さんご存じないんですけど、ただ去年まで全国大会に行ってた人が急にことし行き出したら、何でこんなになったのかと。

実は私、御所の郷でふろ入ったときに、ある父兄の方から、あなた議員さんと違うんですかというてお声かけていただいて、阿波市こんなことになっていると。違うんですかって言われて、私残念ながら知りませんでした。うち教育長や小笠原市長は、子供に対してこういうものは一生懸命やられる方で、ここには手をつけないだろうと私は思いますということでその方にお答えしました。多分、学校ですぐ明るく日話してくださいということだったんですけども、それを教育委員会で聞いたら、こういうことになつとるということをお聞きして、もう本当に裏切られたような気持ちで、残念でございました。というのは、旧の、多分森口次長もご存じだと思いますけども、旧の竹重町長っていうのは、こういうことにはすごく、旧吉野町のときでしたら、もう本当に各種団体、個人に至るまで、せっかくいろんな場所に行くんだから、その地域での勉強を一生懸命やってきなさいということで、本当に1泊余分にしてでも構わないからそういう勉強してきなさいと。これがあなたたちへの報賞であるということでやっていただいております。もう皆さん一生懸命頑張って、そして町で、うまいことというか、よくしてくれたというような感覚を持っていたいただいと。

先ほど言いました森下の麻衣ちゃんだって、大島君だって、この子は夢はオリンピックなんです。阿波中の代表、市場中学校の代表、阿波市出身のそういった方が、出身はたとえ大島君は石井の子であったにしても、阿波中にわざわざ来て、弟さんまでまた、全国で今1位になっている子が来年阿波中に来て頑張ろうとしよんです。そういった子が阿波中で頑張って、そして阿波市の名前を出してくれてオリンピックに行くようになる。そういった子をもっと応援してもいいのではないかと。

ただ、去年行った実績や、まあ人数はわかりませんが、派遣費として四国大会、全国大会にかかったお金が200万円なんです、阿波市全体で。そしたらそれを7割として見たとしたときに、じゃあ60万円か70万円あと出しておいたら、全額補助でいけたということなんです。今先ほど言いましたように、財政課は一律カットですよ、皆さんにか

ットカット言うて、各部に、もう本当に今度この財政課、後で聞きますけども、すごくいい数字出してます。何か財政課のために皆一生懸命やらされよるというような感じも私受けるわけです。何かそういうところで、さわるところとさわらないところというメリハリをつけなったら、一律カットというような、これだれが考えたって経営能力のなさってもを出しとんでないかと思うんです。

今このところで、私はそのときに考えたのは、職員さん450人おいでたら、一人頭1,000円の賛助金出そうと。議員20人おったら、一人頭1,000円出そうと。皆さんが、役につかれています方が1,000円ずつ出したら、その分のお金というのは、今言ってるいろんなスポーツだけでなしに、文化のそういう全国大会行く人の補助というものは、市のみんなの協力でやれるんです。そういう知恵を出しましょう。それを1割あなた負担しなさいと、学校の関係で1割をする、負担をしなければいけない。父兄が一生懸命寄附という、称した賛助金を集めにいかならあかん。ほな、お金のない人は、もうこれから全国大会に行くなということなんですか。たまたま柔道着は安いですよ。テニスのラケットや、そういうな、今バドミントンのラケット、1つ聞いても、何十万円もすると、そういうの聞いてびっくりしたんです、私。それは皆個人負担で、皆各家庭で買っていつてるんです。その練習した効果を全国で試す、そういった勉強の機会を、なぜ阿波市は、もしもお金のない人やったら、PTAのその会費云々と、PTAの中でもこれを使ったらだめと、個人で負担しようというふうな声も出よんです。行く人は同じばかりでないかと。ですから、そういうなものを含めて、阿波市はよくやっていますけども、この分野に関してはもっと市長はこういう考え方を持たれて、教育長も同じです。子供さんのためにということで、奨学金ももう切らなければいけないというやつを、一生懸命頑張って今奨学金も残してます。ここの分野もぜひ、スポーツする子も、勉強する子も、同じ子供さんです。各その伸びる分野というのは、どういうところが伸びるかわかりませんが、ぜひそういうことをもう一度考えてほしいと思います。

それと、先ほどこれわざと残したんですけども、ここのところが一番大事でございましたので、あと教職員に女性という比率が高くなっています。もう小学校も中学校もそうでございますけども。もう女性の管理職、これはつくらなければいけない。管理職ができない理由というのは何だったのかというて、皆さん考えてみませんか。やはり、管理職になったら異動するんです。徳島県の場合は山に行く、そういうのがもう常識になっています。そして、やはり女性のよさ、女性の視線で見れるその教育というもの、それとPTAとそう

いうものをうまく連携していける、これから女性の方にも、ぜひ教務主任になってもらったり、教頭、校長に、ぜひなっただきたい。先ほど校長が経営者と言いましたけども、これからは職員全員、教職員皆さん一人一人が経営者感覚を持たないと、開かれた学校づくりというのは絶対できないと思います。地域とPTAと、そういうものと一緒になってホームページを開いたり、もっと学校から発信するものを出していかないと、学校評価というものを当然やっていただいて、そして地域と一緒に学校を育てるというふうなものでやらないと、校長だけが経営者やという感覚でしたら、もういつまでたってもさわらぬ神にたたりなしということで、学級、担任から上に出ていく人はおりません。学級経営から学校経営に、みんながなっていかなければいけない。そういうふうに考えるんですけども、教育長のお考え。

それと、補助金に対して、市長はこれご存じだったと思うんですけども、今後これを改めるかどうか、また市長のご見解もお願いいたしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員のご質問にお答えいたします。

1点目は、教職員の意識改革で、特に女性管理職というお話がございました。

先ほど議員からもおっしゃっていただいたように、学校経営は学校長がすべて責任をとるんですけども、学校を動かすのは、そこにいるすべての職員ではあります。

そこで、今特に女性の管理職というお話がございましたが、本当におっしゃられることはよくわかります。ただ、現状をちょっと申し上げてみたいと思います。

徳島県の小・中学校において、女性の管理職の比率は、今現在18.7%でございます。小・中学校別で見ますと、管理職というのは、校長、教頭、副教頭、主幹教諭、それも含めておりまして、その方が管理職になっておりまして、小学校では23%、中学校では9.7%でございます。また、我が阿波市におきましては、小・中学校全体で見ますと、校長、教頭合わせて男性が27名、女性管理職が4名でございます。

また、議員のおっしゃられましたように、この管理職登用につきましては、徳島県教育委員会が実施しております登用審査で、女性あるいは男性、校長、教頭の任用をしております。この状況も知っていただいたらと思いますので、一応言ってみます。

徳島県全体で、校長、教頭等の任用審査の受審者数は、昨年状況では、校長は174人が受けられまして、そのうち男性が135人、女性が39人。そして、合格されたのが52人で、その52人のうち男性が39人、女性が13人でした。また、教頭等とい

うのは、教頭または主幹です。391人が受審されまして、その391人のうち男性が338人、女性が53人。合格されましたのは、男性が53人で、女性が11人、こういうような数字が出ております。

このように、管理職を目指して受審されるのは、男性が今現在では圧倒的に多うございます。女性の受審率は16.2%と、これは本人のいろいろなお考えがあるんでしょう。そんなところで、女性管理職をふやすということについては、恐らくは県の教育委員会も十分考えているとは思いますが。また、県の教育委員会も、女性の管理職に向けてしっかりと受審されるようには進めているように思います。

それから次に、開かれた学校をとということでご質問がございました。議員もよくご承知のとおり、本当に学校は、先ほどから言っておりますように、今とにかく地域を挙げて、社会を挙げて学校教育に取り組まなければ、本当に成り立っていきません。大変私も教育委員会は、学校にお世話になっておるわけでございますけれども、開かれた学校、それは本当にしっかりと外に向けて、あるいは外から中に、しっかりといろんな連携を、交流をしていきたいというふうに思っております。また、学校評価というものも非常に大事でございますので、いろんな方々から学校を評価していただき、より学校がよくなるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 月岡議員の質問にお答えいたします。

先ほどご指摘いただきましたように、本市におきましては、年度、年度でこれをカットしてきたわけでございます。いろいろご意見を聞いておりますと、それもそうかなあという感じがするわけでございますが、現在県下の類似の町の状態も参考にしながら、教育委員会では、いろいろな角度から検討しておる、こういうふうにやっていると思います。

例えば、四国大会に出る場合は、本市では1万円。しかし、ある県内の市におきましては、これが少ないというような、2,000円というところもございます。1人当たり2,000円、私の町は7,000円ということでございまして、そういうとこと比べますと、決して阿波市はよそよりは低いというわけではございませんけれども、この一つ一つを見ましたときに、派遣宿泊費あるいは旅費等については、一律カットじゃなくして、必要なものについてよく精査、積算をして、それを参考にして、するべきでないかと私は思いますので、今後教育委員会と十分検討して、ご趣旨に沿えるような形になればと。ま

た、そのような趣旨に沿えるような方向で検討を十分にしていきたいと。きょうすぐにこのようにするということは言えませんけれども、十分他の8市の動向も見ながら、よその町に負けないように、本市は教育には、皆さんにも協力していただきまして、切るべきところは私が切る、しかし切ってならんところはちゃんと残さなければいけないと、めり張りをつけるということはよく申しておるわけですが、どうしても一律カットというほうがやりやすいんじゃないかなと、もう私はこれは嫌いなんです。私はそれはだめだと。無駄を省いて、要るところにはつけていくという姿勢が要ると思いますので、発想の転換をするように内部で十分検討していきたいと思いますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 一律カットが一番いいらしいってのは、これはどう考えても市長答弁とは思われません。やはり、切るところは切らない、切らないところはこれからつくっていくとか、そういう考え方持っていたかかないと。

来年は全国大会、沖縄県なんです。これ皆さん知らなかったんです。来年、全国中学校大会、どっかの野球部のチームが我々全国大会へ行かれたり、それとか柔道部が行かれたり、もしもサッカー部が行かれたら、どうするんですか。3割負担やというたら、どうして行くんですか、みんな。お金持ちの子しか行けないですよ。やっぱり学校教育、教育の一環であると、どこに聞いても言うんです。一環っていうのは、クサリ、環という字はどうかというと、あれクサリっていう字を書くんです。環、めぐるですわ。そしたら、それを辞書で調べてみたら、お互いに共通する、それも交わること、同じことだと言ってるんです。教育の一環であるんだったら、義務教育の一環であるんだったら、無償であるべきでしょう。それぐらい考えてあげてくださいよ。というのは、私は四国大会が7割だったら、その四国というのは負担しても多分近いと思います。旅費にしても、そういうものも。ですけど、全国は北海道もあれば、同じ高松の場合もある。そういうような状況もあるのに、一律こういう形で数値で決めてしまったら、何にも心が込もってないということです。前の財務課長も、今の財務課長も優秀な方です。もう市長、皆さんが選んでいる方ですから、優秀な方、間違いございません。ですけど、数字におぼれてしまいますと、やはりそこには心がこもらなければ、いい政治というか、いい行政はできないと思います。やはり、慎重なのは確かに結構です。ぜひ慎重にやってください。

ですけど、そういうところを一律カット、何もかもだめだ、だめだという、そういうやはりその姿勢をずっと、上からの命令なのかもわからんけども、今の話でしたら市長の命令みたいですけども、やはりそこに、やっぱり私は状況というものをに入れていただきたいなど。ぜひお願い申し上げたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ただいまの月岡議員の発言の中に、私は少し思い違いがあるんじゃないかなと思まして、真意と申しますか、もう一回釈明をいたします。

私は一般的に一律カットというのがやりやすいという方法があるけれども、私はそれは決していい方法ではないと。切るべきは切り、ふやすところはふやしていくという、メリハリをつけることが大事だと言ったのであって、私がすべて一律カットをやりなさいというような指示はしておりませんし、私の望むところではございません。したがって、先ほども申し上げましたように、十分、旅費あるいは宿泊費等々、土地によっても違いますので、そこらあたりはよく調査した上で、適正なものに改めるようにしたいというふうに申し上げたわけでごさいます、舌足らずな点はひとつお許しをいただきたいと思ます。ご理解ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） それでは、3項めの質問に移らせていただきます。

我が志政クラブの代表の木村議員と、また市民クラブ21の篠原議員の代表質問で、私が聞こうとしているところは大方聞いていただきましたので、重複しないように話を続けてやっていきたいと思ます。

一番最初の行革の中の、5年間の集中改革プランの3年間の実績として、効果を発表していただきました。財政効果の目標19億6,000万円に対して16億8,000万円、82%、もうやれやれと。基金も今18億円たまっておるといふような報告が出ております。起債残高が198億円で、この内訳が人件費や図書館指定管理費、事務経費その削減、用地売却費であるといふようなものも聞いております。まあ今3年目で、あと2年間でこの目標は、当然このペースでいきますと到達するんだろうと思ますけども、ただきのう篠原議員が言うてましたように、特例期間が済んだとき、そのものも考えてといふことを提言をされておりましたけども、余り寂しい話ばかりでなしに、景気のいい話もぜひしていただきたいと思っております。

また2番目に、今議会の開会日に、19年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを理事者より説明いただきました。同じ日に小松島の、ちょうどこの財政判断比率が出ておりました。これ見たときに、私の同僚議員からも、阿波市は思うたよりいいんだなあと。この数字だけを見たときに、我々も、これが何で厳しい、厳しいと言うんだろうと。これだけ住民の皆さん方に負担をかけたり、いろんなものをご辛抱いただいた中で、まだ厳しい、厳しい言うて、まだカットしていくのかと。何を今度カットするんだというのが、今住民の皆さん方。合併するとき、阿波市になったら、4町が合併したらよくなるんだと思ったのが、厳しい、厳しいという声しか絶対聞こえてこないんです。大型プロジェクト、庁舎もそうです、学校の耐震化もそうです。いろんな問題が控えておりますけども、今、時間がないので、もう情けないんですけども、小松島市が累積赤字、18年度末、起債許可水準を超えていると。6億2,000万円が7億6,800万円になる。1億5,000万円基金から取り崩すと、そういうものでやっております。そしたら、小松島市と比べるのも、これ失礼でございますけども、うちは何にもないんです。そしたら、それを今度話したら、これを発表しときながら今度言うのが、今までの計算方式でいたらこうなんです、だから大変なんですよ言われたら、何のために国はこういう新しい方法を考えるんですか。今お隣の吉野川市やどこと比べても、うち財政支出どこも悪くないのです。よそは悪くないと言っているのに、うちだけが悪い、悪い言うのは何でか。ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 月岡議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

今、ご質問の中にありましたように、この財政健全化法について、先般数字を出したわけですが、これにつきましては目標数値がありまして、それから比べますとすべてそれ以内と。それぞれをみてみますと、いろいろ4つの健全化判断比率というのがあるわけですが、その数値からいいますと、その範囲内でおると。ただ、それに対して赤字があるかということでの数値をあらわしておりますので、すべて健全化であったということでありませう。

ただ、この財政の健全性を判断するについては、従来から使われております経常収支比率というのがあります。この比率、阿波市は平成19年度では89.3%となっております。この経常収支比率につきましては、80%以内であることが望ましいと言われております。この比率は、計上の一般財源総額のうち、経常経費に充てられる一般財源の割合が

どれだけあるのかを示し、経常経費に使われるお金が多いほど比率は高くなります。つまり、一般財源が人件費とか公債費、扶助費の義務的経費や維持管理費等の経常経費にほとんど充てられますと、自由に使えるお金が少なくなることを意味します。そういったことで、この数値が高くなりますと、弾力性がなく硬直化しているということでもありますので、そういった数値から見ますと、この健全化比率では基準内の数値を示して余裕があるように見えますが、この経常収支比率から見ますと、やはり厳しいと。そういう判断をして、いつも財政は厳しいと、そういう判断をして、やはりできるだけ行政サービスはしていかなければいけないとは思いますが、将来的なことも考えながら、幾らでも余裕がある、さあどんどん事業をやろうと、そういうわけにはいきませんので、そういったことで、日ごろから職員の皆さんにも協力をいただいて、厳しいということで、いろいろ行政のサービスを行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 早口で言いますんで、聞いてください。

何もしなかったら赤字は落ちません。数字は上げれます。

それと、今市民の人は、もう本当にこの不景気で、木村代表が言ったように、もう本当に建設業も、畜産業者も、また米農家も、運送業、いろんなどころでもう皆さんあつぷあつぷ言よんです。悲鳴上げよんです。そういう中で、私は19年度の経常収支比率が89.3、それで今これ70台というのは、これ県下に2つしかないんです。70台というのは、私の体重を60キロにするというのと一緒のことなんです。不可能なんです、普通から考えたら。

それと、この今実質公債費率、うちの今19年度は11です。小松島20です。吉野川市でも14、15です。それぐらい阿波市というのは、財政指数は、今もうかなり皆さんの力で、皆さんに辛抱していただいた分で、財政指数は上がっているのです。だから、こんなときだからこそ、今来年農家の方が税金を納められない。それとか、畜産農家の方が、もう今牛を売ったり、豚を売ったりして、その税金を一生懸命納めてくれようの方に、肥料高騰、そういうもので、今度その追い打ちが来たんです。阿波市で独自のそういうものを、何とか支援というものはできないんですか。つぶすんですか、その人を。やはり、せっかく皆さんに今までたくさんの税金をいただいていた方に、一部そういうものでも、今お返しするというような時期に来ているのではないかと思うんです。そこを考えませ

んか。今、木村議員が言っているのも同じことなんです。何か数字だけ上がって、私たちの手柄ですというて、何かそういうのでおられたら、私これこのごろ、何か総務部長の、きのうの開発公社しないという話も、総務部長、7月8日にたった10分間話して、1億円納めてくれる会社の話をとめて、簡単にとめてしまうんです。要らないんでしょう、そんな税金は。今は数字だけ上げたらいいだけなんでしょう。どうやって考えとんですか、お答えください。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 月岡議員の再問にお答えを申し上げます。

私は、先ほども申し上げましたように、月岡議員からのお話もありましたように、この合併をして10年、特例債あります。それを過ぎますと、5年間で14億円という交付税が下がってきます。それは、5年をかけて下がってくるわけですが、やはりそういった交付税の削減というのは、必ずこれはある話であります。そういったことで、今から10年過ぎて、さあどれから削減していくかと。一気に削減することはできません。今から、そういった削減に向けての、やはり対応というのが必要になってくると思います。

先般も部長、次長会の中で、そういったお話をさせていただきました。今後、また勉強会をして、それぞれ担当部、担当課を寄せて、それに向けての取り組みを今後やっていこうということでお願いをいたしました。まあ今の予算の中から、厳しい、厳しいといってカットをしていっているわけですが、先ほど市長からもお話がありましたように、よく中身を選定をして、やはり順位づけをして、つけるものにはつけて、そういっためり張りが必要でないかと。選定をして今後事業に当たっていく必要があるではないかと、そのように思いますので、経費削減ということで、いつも声かけをしておりますので、そういったことを皆さんも理解していただいて、ご協力をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） もう一律カットは本当にやめてください。職員の引き出しが今閉まったままなんです。それと、議員の引き出しも今閉まりつつあります。やはり、幾ら提言しても市が踊ってくれないのであれば、トップが踊ってくれないのであれば、だれも言う人がいなくなります。これだけ知恵の宝庫のこの阿波市の役所の中で、その知恵の引き出しを引っ張り出してあげる、そんな上司にぜひなっただきたいと。もうそれこそ、我々市民の一番の財産になると思います。ぜひ、本当に財政の厳しい折でございます

けども、きのう正木議員も言いました。夢がなかったら何のための合併だったんだと、もうこれだけは皆さん方がどんなにしても情けなくなるという、今そういう状況でございますので、今市長を初め皆さん方はあと半年でございます。ぜひ半年間の間、任期は、また次やられるまで一生懸命やっていただいたら結構でございますけど、半年間頑張ってくださいようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。25分から再開いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたしたいと思います。

11番阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） ただいま議長の許可をいただきましたので、11番阿部雅志、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく2点で、農業行政、もう一つは教育行政ということでございまして、教育行政については申し込みがあったんで、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

それでは、農業行政について、現在の阿波市の農業の現状について質問をさせていただきます。

もう後継者不足、高齢化と言われてえらい久しいのではないかと。もう恐らく25年、30年、それぐらいから言われておる農業ですが、我が国食料自給率、2006年度ぐらいまでは40%で、ほぼ横ばいで推移をされておったと。それからこっちに経済発展、また工業、住宅用地などがふえ、農地が減少していると、このように思われます。

そして、国民1人当たりの供給熱量は2,548キロカロリー、およそ39%に当たる990カロリーが国内で賄われたものであります。そのうち561キロカロリーが、お米だけで591キロカロリーということで、全体の自給率、本当のお米だけは27%だそうでございます。日本の食卓のほとんどが輸入に依存してるというのが現状でなかろうかと。現在の農業は、規模が縮小、そして耕作放棄地。毎年、毎年ふえているというのが現状であります。そのことについて、本市においても同様ではないかと。阿波市の基幹産業である農業を衰退さすことなく、維持、促進することが必要であると考えておりますが、そこでお伺いをいたします。

現在、阿波市の農家数、専業、兼業、また農家人口、耕地面積、主要品目の生産高、農業所得について、おわかりであればご答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） おはようございます。

1 1 番阿部議員の農業行政、現在の阿波市の農業状況について答弁をさせていただきます。

阿波市の農業につきましては、平成19年度に策定いたしました第1次阿波市総合計画の基本構想、基本目標に基づき、主要施策を定めて農林業の振興に努めております。

主要施策といたしまして、農業生産基盤の整備充実、農地の有効利用の促進、認定農業者の育成、確保、適正な米の生産調整と生産性の向上促進、環境に優しい農業の促進などを定め、農業振興を図っているところでございます。

現在の農業の状況について、阿波市の農業関係の概要につきまして、平成17年及び平成12年の県農林水産統計に基づきまして答弁させていただきます。

農家人口につきましては、平成17年1万3,041名、平成12年2万286人で35.7%、7,245人が減少しております。年にいたしますと1,509人。農業の就業人口5,541人、これが平成17年です。6,389人、これが平成12年です。13.2%の減。848人で、年にしますと169名ぐらい。総農家数4,426戸、これ平成17年です。平成12年に4,744戸、6.7%の減。318戸で、年にいたしますと63戸ぐらい。専業農家802戸、これ平成17年です。836戸で4.1%の減、34戸の減で、年にいたしますと6.8戸。兼業農家数が、平成17年2,273戸、平成12年2,770戸で17.9%の減、497戸の減です。年にいたしますと99.4戸。担い手農家が735戸、これ平成17年です。平成12年に889戸、17.3%の減で154戸。年にしますと3戸ぐらいになりますか。認定農業者が545人、これは平成20年の数字です。農業産出額につきましては156億6,000万円、これは平成18年の数字でございます。平成17年が169億3,000万円、7.5%の減。耕地面積につきましては、全体で3,920ヘクタール、これは平成18年。平成16年に3,940ヘクタール、0.5%の減です。田につきましては3,230が平成18年。平成16年が3,239ヘクタール、0.3%の減です。畑につきましては、693ヘクタール、これは平成18年、平成16年が702ヘクタール、1.3%の減でございます。

次に、徳島県内での阿波市の主要作物の出荷量につきまして、出荷量及び面積につい

て。ナスが徳島県で1位、25ヘクタールで5,310トンの出荷、12億1,000万円です。レタスも1位で37ヘクタール、8,520トン、11億4,000万円。トマト1位で30ヘクタール、2,510トンで9億7,000万円。イチゴが第3位で13ヘクタール、291トン、2億6,000万円。ブロッコリーが2位で60ヘクタール、582トン、1億5,000万円。大根が3位で55ヘクタール、3,320トン、2億3,000万円などとなっております。

なお、阿波市の耕地面積3,920ヘクタールに対しまして、耕地利用延べ面積は4,090ヘクタールで、耕地の利用率は104.3%となっております。

阿波市におきまして、農業を中心とした町として発展してきましたが、今申し上げましたとおり、農家数、農家人口、農産物の低価格による農業所得、担い手などの減少、また農家の高齢化等、離農による遊休地の増加等により、農業を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

以上で状況について報告させていただきます。

○議長（稲岡正一君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、部長の方からご答弁をいただきましたが、農家人口において35%の減、これが17年度です。今度農業センサスは5年に1度かな。

それなら、これからまた20%、30%減になる。そういうことになると思いますが、これ156億円の農業生産所得7.5%の減、農業にとっては非常に厳しい状況ではないかと。これを市で、さっきも同僚議員の月岡さんも、非常に熱弁で言ってくださったんですけど、市としてもこれどうにか対策ということというのは考えておられるか、再度お伺いをいたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 阿部議員の再問にお答えをいたします。

これ直接には平成17年、12年で関係はないと思うんですが、原油高騰等によりまして大打撃を受けているというようなことと、また生産資材、飼料、肥料等も上昇等が農家経営を非常に厳しいものになっているというふうに考えております。これらにつきまして、対応といたしましては、国、県等の補助を有効に利用した事業推進を図っていくべきだというふうに考えております。

○議長（稲岡正一君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今ご答弁をいただきました。いろいろな世の中の状況で、農業

も衰退していくのはわかるんですが、それで次の2番の、今後の阿波市における農業施策、これ答弁をいただいておりますと思うんですが、本当に厳しい農業経営が、昨年度ぐらいから原油、飼料、肥料、輸送、生産、流通、もうすべてにわたって、20%から、高いやつで肥料に至っては60%というような値上げ率。農家の生産者の方では、もう来年度の生産どなにしようかなという方も多分おいでだと思うんです。このままコストの面で上がっていくということになれば、非常な事態。また、それに増して、この夏の長野の嬭恋村のキャベツでないんですが、農地でそのままトラクターで収穫というような事態も招きかねない。こっだけ農産物は安い。

ただ、農家の人は、品物に転嫁できないというところが農家の一番弱いところでなかろうかと。ほかのものは、重油が上がったから電気代上げようか。重油が上がったから、運送屋さんも値上げは来るんです。結局、最終的にこうむるのは農家の人でなかろうかと。もう本当に、農家は多分せっぱ詰まっているのが現状でないかと思う。

そこで、もう副市長にひとつ、農業のことでございますので、ちょっとご答弁をいただきたいと思うんですが、これからも安心・安全、安定した食糧を生産する、これ阿波市でございます。本市において、今後新しい農業政策として、どのようにお考えをお持ちになれるかお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 非常に農業経営が厳しさを増しておりますけれども、そうした中で、阿波市の農業をこれからどういうふうな考えでやっていくのかというような阿部議員からのご質問でございますが、昨日もお答えしましたように、今回の総合経済対策、非常に農業に、どうも国は力を入れてくるようです。具体的にはまだまだわかりませんが、農地の流動化をとにかく図って規模拡大をしていこうという、まず1点。それから、食料自給率ですか、それを40から50ぐらいに、とにかく長期的な戦略になるかと思っておりますけれども、上げていく。それから、輸入に依存している、特に小麦等々トウモロコシ、これについても値上げを抑制していこうというような大きな動きがございます。

ただ、阿波市につきましては、今部長のほうからお答えしましたように、非常に野菜関係ですか、徳島県でも一番優秀な成績をおさめてる産地形成をなされ、ブランド化もされてると思ってます。私も随分と、県の時代に農業関係、特に畜産関係の補助事業をやってきましたし、あと経営対策です。特に負債対策、農家の負債対策あるいは農協指導等やってきましたが、本当につらづら思っていますと、今回国が農地の集積ですかねえ。農地の

不動産のあっせんをとにかくやろうというのが出てますけれども、何なのかと言いましたら、日本の耕地、全体で1戸当たり1.8ヘクタールなんです。我々が思っている7反、8反じゃなくて、やっぱり全国的には1.8ヘクタール。

ところが、フランスというのは日本の25倍ですか。アメリカは、たしか99倍の1戸の農家が持っているというようなことで、じゃあどこが違うのか。そういうところと競争して勝てるのかという話が出てくると思うんです。まず、僕が思うには、他の地域との競争に勝つためには、やはり心と体を売らざるを得ないんじゃないかと。これが実は日本の補助事業だったんです。心と体を売るというのはどうしてかという、例えば7反の水田農家です、今も単作です、お米単作が多いんです。そこに、1馬力1反と言われる機械の投資ですか。これが、トラクターから、コンバインから、乾燥機から、すべて持つてる。恐らく30ヘクタール、国で言うたら15ヘクタールですか。自立経営農家です。米作農家であれば自立経営農家。15ヘクタールから25ヘクタールぐらいの機械の投資が必要な人が、5反とか7反農家の人が同じに持つてる。国が考えたのは、ドイツの機械化銀行のまねしたのですけど。これは何をするかといたら、5戸以上の農家が心と体を隣近所の仲間に売って、機械の共同利用していた。労働力も共同でやっていったらコストは下がるだろう。例えば、5人組めば5分の1に生産コストが下がる。ということは、生産物が5分の1にならない限りは現状よりかはいい、そういう補助事業をもう本当に長いことやってきたわけです。

ところが、皆それぞれ農家の方は社長ですので、心も体も売れなかった。今現在、そういう経過をして、今何やってるかと思ったら、担い手です。たまたま阿波市については認定農業者、県下でトップで、たしか545人います。その担い手のところとにかくお金をつぎ込んでいって、土地の集積、あるいは高齢者対策、耕作放棄地、そのあたりを認定農業者を核にして規模拡大やっていこうと今こういう戦略に変わってきたということです。あるいは、それができないならば、集落営農をやっていこう。これもやっぱり集団です。集団的にやっていこう。二つ、三つの部落が一緒になって、認定農業者を核にして、それでやっていこう。もちろん、機械も共同。ということは、心と体を売らん限りは、とにかくコストは下がらないというのが基本になっているんです。

だから、これからやるのであれば、やっぱり農業委員会、あるいはうちの農政課、県の農業センター、農業試験場、もうそのあたりと非常に緻密な連携をやりながらやらないと、阿波市には農業の専門家はおりませんので、そこらあたりを高度に利用しながら

戦略を立てていくという以外ないんじゃないですか。だから、私が言うのは、心と体をとにかく皆さんに売って、コストを、10人組めば10人分の1になるようなことを考えなければいけない。何かと云ったら、個々の人が、うちの総合計画じゃないですけど、参画して自立することが農業を救う道だ。ほかの産業も言えることじゃないかと。だから、そういう組織をどうやって、市が指導しながらやっていく、そこがネックになってる。そこに気がつかないと、恐らく単品で補助事業出しても、何をやっても、恐らく無理でしょう。だから、生き残るものは生き残る、だめなものはだめというわけに農業だけはいきませんので、やはり食糧生産の基本となりますので、地産地消から始めて、郷土の力でとにかくコストを下げる。販売の単価が下がっても、コストを下げれば追いついていける。そこらのしっかりしたものを考えたら、人が要るんじゃないかと、このように思っています。

以上、答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、副市長から答弁をいただきましたが、それはおっしゃるとおりで、我々も、専業農家をやっております。我々も同じように努力をし、前向いて頑張っていかなければいけないと、そのようには思っております。

国は、8月でしたか、農水省概要予算で総額約3兆円、そして自給率向上、国内供給力総合対策に3,000億円、すごいお金を投入して、日本の農業を守っていこうと、こういうような対策を打ち出しております。阿波市も基幹産業、特に農業が今3品目でしたか、徳島県下で1位。ナス、レタス、そういうような農業をこれからも守ってはいかなくてはいけないのではないかと。市とJAと農家の3者で対応し、この農業をますます前へ向いて進んでいくように、できるだけ行政のほうとサイド的にご支援をいただけたらと、このように思っております。

それで、もうこの質問項を置きます。

最後に、教育行政、これちょっと預かっておりますんで、教育長と市長にお尋ねをしたいと思います。

学校修繕のボランティアで、きのう志政クラブの木村会長からもちょっと言われてたんですけど、阿波市内の幼稚園、小学校、老朽化している学校で、ちょっとした修繕があるかと思えます。生徒さんが安心して学校に通える、そういうような学校づくりというので、建設労働組合の阿波市協議会の方から、修繕はボランティアですると、こういうような申し出をいただきました。それで、吉野川市はもう30年も前からこういうような取り

組みをしているようで、阿波市もさつき総務部長も言ってましたけど、財政が非常に厳しいというような中、学校を少し、ドアが壊れたとか、壁に穴あいたとか、少しで直る、そういうようなボランティアを、建設労働組合の阿波支部のほうの方から申し出がありましたので、この点教育長、また市長にお伺いを、どのように対応せられるかお伺いをしたいと思いますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 阿部議員のご質問にお答えします。

ご提言いただいたというふうに思っております。

今、ボランティアで学校の修理をしていただけると、本当に大変ありがたい思いがいたしております。この建設業会阿波支部の方には、実は毎年夏休みに4中学校において、小学生を対象に親子ふれあい木工教室をずっと開いていただいております、そのときも大変私にはありがたいなど。すべてボランティアで、大工さんが来て、子供たちに作品を一生懸命教えていただける。親子ですので、子供と親が来て、汗を流しながら毎年夏休みにしております。ありがたいと思っております。

今回も、今度は学校の小学校、中学校、まあ幼稚園も含めてと思いますが、学校には確かにちょっとした故障、修繕しなきゃいけないところがあります。学校によっては、職員が一生懸命直しているところもありますし、職員が到底ちょっとやりにくいところもあります。そんな意味から、今回のこういったボランティアについては、本当にありがたいと思っております。ぜひともお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 阿部議員からのご指名でございますので、お答えを申し上げます。

実は、昨日もご質問ございました。きょう産業建設部長等とも協議をいたしまして、あすの8時30分に建労の役員の皆さんと協定書をまくための準備をいたしております。また、建労の皆さんには、昨年家具の転倒防止ということで、大変お世話になりまして、高齢者の皆さんは助かってるわけでございまして、そのご厚意に対しまして、この席をかりまして心から厚くお礼申し上げます。

先ほども申し上げましたように、あすの8時半からそういう建労の皆さんに、幹部の皆さんにお越しをいただきまして、そして協定をまいて13日に予定をしております総会に

もかけていただくという手はずを決めておりますので、これはもう建労の会長とも話ができておりますので、あすそういうことをやりたいと考えてます。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 災害の協定ということでございまして、今阿部議員がご指摘いただきました学校等の修繕等についてのボランティアについては、ぜひお願いをしたいと思っておりますので、その旨も申し上げまして、早急に対応するようにいたします。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 教育長、市長からも、ぜひお願いをしたいというご答弁をいただきました。すばらしい申し出でありますので、今財政厳しい折、そういうような方々の意見酌み上げていただいて、子供が安心して通える学校になったらと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（稲岡正一君） それでは、阿部君の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたしたいと思えます。

17番香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま議長の許可をいただきましたので、17番香西和好、9月議会での一般質問をいたします。

今回、通告しております大きな1番目に、福祉対策について、2番目に交通安全対策についてと3番目に市民憲章について、4番、防犯対策について。議長にお願いしたいんですが、この交通安全対策、2番と防犯対策については、最後に質問をさせて、まあ順番が変わりますけど、ご理解のほどお願いいたします。

それでは第1点、福祉対策について。

皆さんもご承知のとおり、この本年4月から始まった新たな高齢者医療制度、長寿医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供するために導入、またこれまでの老人保健制度の問題点を解決すべく、長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられることになりました。現在、75歳以上の高齢者1人当たりの医療費は、65歳未満に比べると約5倍かかっています。また、75歳以上の人口は、現在約1,300万人で、2025年には約2,200万人になり、国民医療費は33兆円、これは2006年度から2025年には56兆円にふえ、その半分近くを75歳以上の高齢者の医療費が占めると推計されています。団塊の世代の定年退職がいよいよ始まり、日本は世界でも例を見ない超高齢社会に突入し始めております。今後は、定年退職者が国保に入り続けることで、保険料収入と必要な医療費のバランスがとれず、これまでの制度のままでは、市町村によっては国保は破綻しかねません。2006年度は、ほぼ半数の市町村が赤字に陥っている状況でした。

一方、少子化により支え手である現役世代が急激に減少し、30年前は1人の高齢者を支える現役世代が8人でしたが、それが今では現役世代4人で1人の高齢者を支え、さらにこれから20年後には2人で1人の高齢者を支える時代になると予測されています。今後の少子・高齢化社会の中で、世界最高水準とも評価されているこの医療保険制度を守るためには、すべての世代で負担を分かち合い、支え合う制度に改革しなければならないとの思いで、今回の長寿医療制度、後期高齢者医療制度が導入されたと考えます。

ここでお尋ねいたしますが、本市、阿波市においての後期高齢者医療被保険者数、それと保険料軽減者数のうち均等割が3段階でございますが、7割軽減者の人数、5割軽減者の人数、3番目に2割軽減者の数をお願いいたします。

2点目に、本年4月、制度が施行、阿波市においていろんな意見、要望、苦情等、多いときには1日30件くらいあって、行政の担当者の方も対応するのに大変だったと聞いているが、その後現在の状況をお聞かせ願います。保険証が届いていないとか、年金から何で引くのかとか、幾ら引くのか、医療費の負担は何割になるのか。また、生活がやっつけいけない等のいろんな要望があったように伺いますので、詳しくご説明をお願いいたします。

また、この2点目に、施行後制度が変わったところがございます。また、今後改正されようとするところもございますが、保険者の方にどのようにきめ細かく具体的に周知していくのか、まずこの2点をお尋ねいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 香西議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず最初に、阿波市におきます後期高齢者制度に加入しております被保険者の数でございますが、阿波市全体では6,445人でございます。これは6月28日現在。それから、均等割の部分で7割軽減の方が2,287人でございます。これは、全体の35.48%に当たります。5割軽減につきましては207名でございます。2割軽減が264名。計で、軽減者総数では2,758名となっております。全体の42.79%でございます。

それから、ご質問の中で、これまでの間、施行前、施行後におきます住民の方からの苦情と申しますか、相談件数でございますが、当然ながら十分な周知もできなかったという部分もありまして、施行前、施行された4月、5月につきましては、かなりの件数ございました。日に例えば20件、30件というふうな数字もございました。最近におきましては、周知がかなり浸透したということで、日に一、二件という状況でございます。

それから、周知の状況でございましたでしょうか。

周知の部分でございますが、特に施行後一部運用面が変わったというところになってくると思いますが、特に本年3月末までの周知につきましては、市独自の周知方法といたしまして、広報阿波におきまして広報をいたしました。特に被保険者証交付の折にも、パンフレットを同封して周知をいたしております。それと、政府及び広域連合におきましても、新聞等によりまして掲載をして周知を図っております。

それから、施行後、4月以降でございますが、広報につきましては、5月には後期高齢者制度の自己負担割合の再判定について、それから7月につきましては、負担割合が変わる方の被保険者証の更新の折に広報をいたしております。8月におきましては、保険料の普通徴収について、それから9月におきましては、健康診査の実施対象者の拡大について、広報阿波にそれぞれ掲載をいたしております。

また、施行後におきます制度の変更につきましてはの周知でございますが、特に与党プロジェクトチームにおきまして、施行後のさまざまな意見を集約をいたしまして、これまでの間運用改善がなされております。その結果、政府におきましては改正内容が示されてお

ります。その主な改正といたしましては、1つ目が年金からの特別徴収者に対しまして、一定の要件に該当する方。これは国民健康保険の2年間保険料の納め忘れがなかった方、それと年金収入で180万円未満の方で、世帯主、配偶者が本人にかわりまして口座振替で保険料を納めることができるようになりました。周知につきましては、広域連合において新聞掲載をいたしております。阿波市におきましても、8月に保険料の決定通知書を送付する際、口座振替についての文書を各被保険者に送付をいたしております。

また、所得割の負担をする方のうち、所得の低い方につきましては、所得割の軽減の制度が設けられました。詳しい内容につきましては、基礎年金だけで暮らしておられるなど、所得が低い世帯の方でございます。平成20年度におきましては、153万円から210万円程度までの被保険者に対しまして、所得割を原則一律で50%軽減、また均等割の7割軽減の方につきましては、平成20年度においては8.5割軽減ということになります。8月まで、4月、6月、8月と3回年金から引き落としをされていたと思いますが、年金から支払っている方につきましては、10月からは保険料を徴収しないということとなっております。また、納付書で納めていただく方につきましても、同等の軽減措置を講ずるということとなっております。当市保険の場合で、月に平均いたしますと約500円程度でございます。

平成21年度の措置といたしましては、新たに長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入だけの場合、収入総額が80万円以下の場合には均等割額の9割軽減がされるということになっております。この場合、月に平均いたしますと約340円程度になる予定でございます。これらの内容につきましてはの周知は、政府広報で9月1日の新聞、全国紙、徳島新聞の折り込みで周知をいたしてる、こういうふうな詳しい内容になっております。

ただ、特に徳新であったり、購読をされていない方も中にはおいでると、そのようにも考えるわけでございます。今後におきましては、制度が変更されることなどがありましたら、広報阿波またはケーブルテレビを通じまして、詳しく周知をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま答弁いただきまして、詳しい内容はわかりましたけど、このいろんな要望等、苦情っていうんですか、それもいまだに日に一、二件あるような答弁もいただきました。

さっき8割軽減という軽減策の内容も話されたんですが、これ後にまたなって質問しますけど、これは10月から来年、今年度だけです、10月から3月まで、保険料を今の7割軽減世帯の方はもう徴収しないということで、8.5という、このパーセントの数字が出てきたと思われま。

そこで、再問いたしますけど、ただいまこの3段階で7割軽減者数2,287人と答弁をいただきました。このうちの、この2,287人のうちで、これはプライバシーの問題もあるんですが、年金額が80万円以下でほかに所得がない対象者の数です、これがわかればお聞かせ願いたいと思います。

それと、今部長いろんな新聞とか、そういう資料で、いろんな制度が変わったところもあるということでありましたけれども、これ9月6日、最近の徳新、部長もご存じだと思うんですが、3割負担、これ3段階ありまして、この7割、医療費の自己負担、窓口負担です、かかったときの。これが1割の方、3割の方と分かれておりますけど、この後期医療制度の中で、今言ってた阿波市の6,445人の中で、3割負担の方がおられるかどうか。これ新聞にも載ってるんですが、3割負担の方があれば、もとの1割に戻すという方向で議論され、恐らく来年1月実施と言われておりますんで、その方向で、実施になると思うんです、これ。いろんなこういう対象者には、3割負担の対象者には、夫婦の所得額、また個人の所得額、いろいろございますけれども、どうしてこの3割負担をもとの1割に戻すかといえ、こういうこと、例えて言われとんですが、年収が夫が390万円、これで単身世帯の課税額がもう既にオーバーしとるわけなんです。妻が110万円で、世帯合計が500万円の場合。これ世帯合計が520万円以上です、の方はこうなるんです。それで、今例を話しておるんですが、これまでは2人とも520万円以下であったから1割負担だったんです、これ。それで、この8月にこの制度が導入して、単身世帯とみなす方のうちに該当するようになったわけ、夫の方が。ちょっとわかりにくい説明かもしれませんが。

それで、この年収は520万円オーバーしてないけれども、単身世帯でした場合には基準をオーバーしているということで3割負担になってます。そういう方が、全国に1万数千人おると言われてます。結局だんなの300、今言った90万円。普通は386万円ということで、これもこういう方がもし阿波市においでれば、これお聞かせください、人数で。

これと、先ほどお話というか、しましたけれども、この9年度も、こういう改善されよ

うとしております。2009年度からは、加入者がひとしく負担する均等割は7割軽減される世帯のうち、加入者全員の年金額が、先ほどもちょっと触れましたけど、部長が。80万円以下、その他の所得がない世帯については、均等割は9割に軽減されます。それで、これで均等割の軽減策が4段階、2割、5割、7割、9割と4段階になりますと。それで、また保険料も安くなって、大体今の7割軽減では1,020円ぐらいだと思うんです、1人が。徳島広域連合で、この低所得者の7割軽減の対象者は1,020円と思うんです、私。それが、なおかつ9割軽減ということで340円程度になるんです。それでまた、所得割も軽減になります。こういう改正した部分の軽減策を保険者の方に相手は年配の方でもあるし、速やかに周知してあげれば、安心もするし、喜びもあるのではないかと思いますので、またその点をお聞かせ願いたいと思います。この3割負担をもとに1割に戻せるような対象者がおられるか、その点。

それと、今月の9月号の広報阿波でございます。ここに健康保険税を特別徴収、年金より天引きをされている方へということ、いろいろお知らせを含める形で掲載になっております。ここでお尋ねしたいんですが、これには先ほど部長が述べたように、過去2年間国民保険税を滞納することなく納めていただいている方、これから国民保険税を口座により納めていただける方と、この2点掲載になっております。それで、この件、私が間違っていたら申しわけないんですが、ここに世帯主の子供や配偶者による保険料の肩がわり納付可能といった、この制度が後期高齢者にはあります。この点、ここはこの9月号の年金の天引きという説明の中には、この配偶者、世帯主による納付も、保険料の納付も可能という言葉は要らないんですか。そこをちょっとお聞かせください。これは掲示してないんだから、恐らく要らないと思うんですが。

それともう一点、この事務連絡、こういう資料といいますか、詳しい、先ほど言った口座振替とか年金の天引きの方に、これ全保険者に送付したと思うんです。これと送付したんが全く同じですか、内容が。もしこれが同じであれば、1番目に、これは20年度長寿医療制度、後期高齢者医療です。保険料の決定及び納入の通知についてと。1番にこううたわれとんです。国民健康保険の保険料を確実に納付していた人が口座による振りかえもできると。そしたら、ここに確実にいっても、1年が確実か、2年かと、広報にはあるんです、これ。すると、この文章には、2年間でちょっと抜けとんです。そこら辺も、ちょっとプリントのミスかどうかわかりません。2年間というのが、2年間、滞納がない人がという、この対象者に限定されておるわけです。ですから、これも抜けとるんでなかる

うかと思えます。

それと、先ほども質問したんですが、10月から7割負担軽減の方は、来年の3月まで保険料を納めなくてもいいという制度になりました。それで、この内容も、もう制度になったんですから、この内容を詳しく保険者の方に周知する必要が、私があるんじゃないかなと思うんです。できれば、改正、こうなっていますから、順次改正になるたびに周知を。

それで、この10月からもう払わなくてもよろしいよというこの説明を、どういう形で阿波市はやってるかというたら、こういう用紙があるんです。後期高齢者医療保険料額決定通知書ということがございます、4月から3月まで、こう数字がずっと載ってます。月数に4月がずっと。それで、恐らく、これどういう形で周知しとんですかと、私前もって聞いて、この決定通知書でわかると言われたんですが、これ何様相手がお年寄りの方でございます。4月から恐らく1,020円とか、ずっと払ってきて、10月から来年の3月まで全然徴収しませんと。3月まで。それで、また新しい21年度から、また、10月から全く払わん、0でした、これね。その方がまた7割軽減者のうちで、また9割になる方もおるし、7割、そのままおるしするんですが、これ0でずっと10月から3月までいくんです。そしたら、またこれ保険料が、全く要らなくて済んだのに、また払うようになるんです。9割、7割になっても。恐らくこれ1割、80万円以下は1割になるんでしょう、これ。21年度から、現在7割軽減されてる方で年金80万円以下の方は9割、これもうなるんですと。そういうことを知らせなったら、この通知書では、なかなか理解していただけないのではないかと私は考えますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 香西議員の再問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、先般9月6日の新聞がございました。運用改善が徐々にされていきよるといことなんですが、後期高齢者医療制度の3割負担がもとの1割にというタイトルで、先ほど議員のほうからおっしゃられたとおりでございます。

実は、来年度から、平成21年度以降の分として、7割軽減世帯のうち長寿医療制度の被保険者全体が年金収入の80万円以下の世帯、この方たちが9割軽減になるということでございますが、ちょっと今その人数につきましては、手元に資料がございません。

それで、るるご質問をいただいたわけでございますが、特にこの事務連絡、保険料が決定した部分につきましては、保険者全員の方に通知をさせていただいておるわけでございます。

す。この中に、一定の条件の方、いわゆる国保の保険料を確実に納付されている方という文言があるわけですが、現に実は2年間という期限の明示がされておられません。このところは、今後におきましてはそういうふうな部分につきましては、きちっと説明をしていきたいと、そのように考えております。

それと、その折に保険料の額の決定通知書を配布させていただいたわけですが、4月、6月、8月につきましては、例えば2,000円、均等割の2,000円、それから、10月以降につきましては毎月ということになるわけですが、その場合には0円と書いてはありますけれども、できましたらあなたはもう要らないとか、8月までに納入されておりますから、あとは要らなくなりますとかという、親切な、そういう通知の仕方というの、今後担当課において徹底をしてもらうように指導していきたい、そのように考えております。

そういうことで、もう一問あったでしょうか。

9月の広報でしょうか、国民健康保険税を特別徴収、年金天引きされる方へというご案内、広報でございますが、この中に先ほどご指摘をいただきました2つの要件でございますが、後期高齢者医療制度とこの国民健康保険税の特別徴収、普通徴収にかわる部分でございますが、実はこれにつきましても、議員ご指摘のように、その2つの内容を当然ながらここにはめて周知を図るべきだったと、そのように考えております。ですから、同じ条件でございます。国民健康保険の保険料を2年間確実に納付をされた方、それと年金収入が180万円未満の被保険者の方で、世帯主または配偶者の口座より納付をする場合、一定の条件というのはこのことなんですが、後期高齢者制度も、国民健康保険税のこの普徴の部分につきましても同じでございます。

そういうふうなことで、十分なことができてなかったというところは反省するわけでございます。これまでに關しまして、老人クラブからの要請、それから民生委員からの要請がありまして、その折には担当者が資料を持って説明に行っております。今後におきましても、そういう申し出がありましたら、夜、休み等を問わず、積極的にそういう説明をしていきたいと、そのように考えてます。できましたら、先ほどからご指摘がずっとございます。きめ細かな、親切な周知を図っていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま答弁をいただきました。

確認するんですが、これは保険者の対象者に送付したわけですね。

(市民部長吉岡聖司君「違います、全員です」と呼ぶ)

いずれにしても、私もそういう認識しとんです。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時38分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

後期医療制度ばかりでこういう回数をとられて、肝心なこの少子化対策の分が、これはもう最後の1回だけの質問になろうかと思うんで、これ一緒に答弁を、質問させていただきます。

今お願いしたように、とにかくお年寄りの方が対象者でございますんで、丁寧にこれ説明していくことが必要でなかろうかと思えます。国でも、こういうことを言われとんです。制度について、広域連合及び市町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定するか、都道府県、広域連合、市町村を通じて、一層の広報活動を行う。本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、わかりやすい説明をしていくと、これは国も行政も同じだと思うんで、今後においていろいろ改善、改正される分も出ようかと思うんで、改正された分はもう速やかに時間を置かずに、先ほど答弁いただいたように、阿波の広報とかケーブルテレビ等を活用して、広報活動に取り組んでいかれるよう、これ要望しておきます。

それと、少子化の問題ですが、これはもう質問だけで、1回の答弁しかいただけないと思えますが、この少子化に対しては、平成19年9月議会において質問をさせていただきました。妊婦の健診により安全な出産を行うために妊婦健診がございます。昨年1月、ご承知のように厚生労働省からは、健康な子供を出産するには、妊婦健診を14回程度が望ましいと発表し、各自治体に通達があり、地方交付税措置を取り入れて、各自治体に公費負担の拡大をするよう通知が出されまして、全国の自治体で拡充となっております。本市阿波市においても、5回に拡充されておりました、非常に若いといえますか、これから結婚しようという方々が喜んでおられます。

一例ですが、健診は必ず受けないといけないし、お金もかかると思ってたのが、助成があり助かりましたと。また、2回から5回になって、これからの出産に向けて、健診の回

数がふえていく時期なのでとても助かりますと。この無料健診ですか、これは徳島県だけでしか使用できないとなっております。そこで、お尋ねしたいんですが、この無料健診を県外でも使用できる方策はとれないかお尋ねをいたします。

というのは、先日、これ8月22日の徳島新聞に、匿名希望、34歳の主婦ということで、県外での妊婦健診も無料にということで掲載になっておりますんで、ちょっと大事なことで説明いたします。

私は現在、もうすぐ1歳5カ月になる男の子の母です。先日の新聞に、舛添厚労大臣の発言で、妊婦健診の無料化の推進との記事が出ていました。私が住んでいる阿波市では、現在5回の健診が無料になるらしく、もうなっているのですが、妊婦にとっては大変ありがたいことだと思います。でも、これは県内のみで、県外では使用できません。私は里帰りの出産のため、県外での出産になり、妊娠8カ月目からは病院を変わりました。そのため、2回の無料健診分のうち1回しか使えず、1回は使えませんでしたということで、5回に拡大する前のことと私思うんですが。そして、徳島の病院では、2回目は妊娠後期に入って使用しますと言われました。私が確認しなかったのも悪いのですが、県外でも使用できると思い込んでいたため、ちゃんと確認せず、無駄にしていまいました。里帰り出産される方で実家が遠い方は、この5回分が全部使用できないまま実家に帰ることになる方も多いのではないのでしょうか。健診無料化は賛成ですが、県外でも使用できるようにしていただきたいと思いますと、こういう記事が載っておりました。

それで、現在全国の自治体で、既にこういう、使用できるというんですか、そういう支援の方策がとられております。全国各地、里帰り出産時の妊婦健診の費用助成が進んでおります。地元を離れ、県外に里帰りして妊婦健診を受けた場合に、里帰り先の医療機関で実費、医療費を支払った後、後日領収書を添えて申請すれば助成金が支払われると、ということで、全国あちこちで県内だけでなしに県外でも助成ができる方策がとられておりますんで、この阿波市でもこういう方法を取り入れるべきと要望いたしますが、この点にお答え願います。

それで、これも5回に拡充されたばかりでございますけれども、私もデータはちゃんと持っています、この全国の今の。本県からになって、各市町村です、持っていますけれども、ほとんど5回以上というところの自治体が多いんですが、14回、15回というように、もうこの少子化対策に取り組んでおる自治体もございます。そこで、拡充されたばかりではございますが、阿波市で現在実施されてる支援事業で、拡充されるこの事業と

か、またこの無料健診の回数をふやすとかやっていったらどうかとの提案するわけでございます。この点をお尋ねをいたします。

それと先日の、これも厚労省の発表ですが、現在出産育児一時金というのが35万円でございます。2006年度に、これも少子化対策ということで35万円になりました。これ、いろいろ50万円にまでしようとか、いろんな議論がなされておりますけども、先日の大臣の話では、35万円を拡充するような方向、もう恐らくなると思います。それと、無料健診につきましても、もう14回です。今資料があったんですが、14回にせないかと、これ大臣が言っとんです。ここにありました、これ。厚生労働大臣が。ちゃんとこれ記事載ってました、これ。そういうことで、阿波市の今後の少子化対策での取り組みと、今言った、この妊婦の無料健診、県外で使えるような方策等今質問いたしましたんで、その点の答弁を求めます。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 17番香西議員の少子化対策で、出産の無料健診でございますが、19年度までは2回、20年度から議員提案の5回を阿波市でも導入させていただきました。県内につきましては、出産の無料健診につきましては、委託契約を各産婦人科さんと結んで、支出する方法をとっております。県外出産の、里帰り出産でございますが、これも妊婦さんにとっては非常に大事なことでありますし、県内出産、県外出産を問わず、平等に扱うのがこれ原則でなかろうかと思っております。というわけで、県外出産につきましては、立てかえ払いの方法で支払いをする方向で今整備をさせていただいております。本年度のでけるだけ早く、支払いをしたいというふうに考えておりますので、これをご答弁といたします。

また、2点目のこの無料健診についての拡大でございますが、国の動向等を踏まえまして、十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） それでは3点目の、市民憲章について質問をいたします。

3点目の市民憲章ですが、これも3月議会で各担当部長より答弁をいただきました。非常に前向きな、教育長におきましてはこういう答弁でございました。これ再問、再々問という形で、2回3回答弁をいただいた関係部長もおいでるんですが、最終の再々問で答弁いただいた中ですが、市のシンボルであり、まちづくりの指針であると。教育関係のとこ

ろはすべて早く掲示したいと思っておりますと。また、次に産業建設部長、今の市民部長ですが、産業建設部で管理しております施設につきまして、全施設に早急に掲示していきたいと考えてますと。また、秋山健康福祉部長は、総務部と協議して、掲示に努力してまいりますと。最後に、通告してなかったんですが、野崎副市長にも答弁求めました。そこで副市長は、市民憲章はまちづくりの基本理念であろうかと思えますと。我々公務員がやらなければいけないことをしなかったら、法律で罰せられることがある。そこまで認識しても、市民憲章についてはしてもいいんじゃないか。広く心にとめて、我々市の職員が一人丸となって市民と一体となった行政が推進するように、肝に銘じて市民憲章周知に徹底して努めてまいるとの、非常に前向きな答弁を、副市長初め各担当部長よりいただきました。そういうことで、今回通告しております、この設置状況ということで通告しておりますので、恐らく3月議会でこういう非常に前向きな答弁していただいたんで、設置箇所ももちろんふえてると思うし、私の考えで、いい答弁がいただけるのではなかろうかと思えますが、まず各担当部より答弁をいただきます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 市民憲章の設置状況ということで、この市民憲章については、企画課が担当課でやっておりますので、私のほうから初め答弁をさせていただきます。

この公共施設への市民憲章の設置状況についてでございますが、現在の取り組みとしましては、再度改めて掲示する公共施設の現地訪問を行いました。今までに23カ所掲示をしております。そういうことで、再度こういう現地訪問を行い、確認をして、市民憲章の掲示の方法とか掲示場所、掲示スペース等を再確認いたしました。その結果、掲示する市民憲章の大きさをA1サイズ、新聞紙を広げたぐらいの大きさとなるわけですが、それに統一しました。それと、厚目の白アクリル板等に木製の枠をつけ、文字もプリント印刷にて、大きく見やすい字体にて印刷するよう決定し、今回の補正予算に計上させていただきました。この予算成立後におきましては、早急に発注を行い、作業を進めてまいりたいと考えております。

また、掲示する公共施設につきましては、阿波市役所本庁及び支所を初めコミュニティーセンター、公民館、図書館、福祉センター等と、とりわけ不特定多数の市民の方々が利用する施設30カ所をまず対象に設置したいと考えております。

なお、市民憲章を市民に周知する新たな取り組みといたしましては、ケーブルテレビに

おきまして、6月より毎日、朝夕の2回と週刊ニュースの番組において、阿波市民憲章の全文をテロップにて1分間程度放映し、市民の皆さんへの浸透を図っております。

先ほども申し上げましたように、前回では23カ所でありましたが、今回確認をして30カ所に設置をするということにしております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 香西議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

実は、市民部で管理しております施設につきましては、支所におきまして、市場支所が4カ所、支所と住民センター、コミュニティーセンター、集会所があります。それから、吉野支所では、コミセンを含めて5カ所、土成支所では、コミュニティーセンターと土成支所の2カ所でございます。

それと、市民部におきましては、人権課が管理しておりますふれあい会館、老人ルーム、公会堂等がかなりあるわけでございます。全部トータルいたしますと31施設あります。8月の末でありましたか、その段階で確認をいたしましたところ、全施設に、簡易的なものも含めまして、入り口付近に掲示をいたしております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 教育委員会関係、学校はこのような市民憲章を掲げております。

なお、幼稚園等につきましても、これから確認をして、すべてのところにきちっと掲げるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 副市長、非常に前向きな答弁をいただいたんですが、これが最後です。これ私が提案して、いろんなそのときの3月の時点で、総務部長がお話、答弁いただいたわけです。本庁を入れて3支所、4カ所と、あと13カ所を掲示してますという答弁で、私もずっと回って、掲示してないところもございましたんで、いろいろご指摘いたしました。その後、これもう再度質問いたします。

この3月からこっちに、掲示場所がふえたのかどうか私聞いとんです。今総務部長が、これ補正予算組んどるって、金額もお話なかったんですが、これ幾ら補正予算組んどる

す。これ総務部関係だけの予算計上しとんなつとんか、市全体の、教育ちゅんかな、公共施設の分に掲示するための予算か、ここら辺を。

今、教育長もちょっと答弁もろうたんですが、チラシを見せていただきました。教育関係では、チラシでもってこの市民憲章を周知されてるのか、これ。ふえたのかどうか、そこを最後に答弁ください。答弁だけで結構です。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 先ほどご答弁申し上げましたように、23カ所から30カ所、7カ所ふえております。前回、今掲示してある以外にです。今度7カ所ふやすということです。

先ほども申し上げましたように、前はコピーしたような紙、薄い紙でありましたので、やはり年数がたちますと日やけして字がわかりにくくなるということで、今回、先ほども申し上げましたように、アクリル板に、そういったことが起こらないように、市民憲章を掲げたいということで、新たにつくり直すということで、前は職員がつくっておりましたので、余り費用がなかったわけですが、今回そういったきちっとしたものをつくるということで、今回30カ所、90万円の補正をお願いしておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 部長、それは今言ったように、総務部関係、これ全体、阿波市全体の設置する計画の中での90万円ですか。これ今言うたのは。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） まず、今30カ所と申し上げましたのは、教育委員会関係は入っておりません。そういうことで、ちょっと協議ができてないわけですが、今後ちきつとしたやつを学校にでも掲げるとしたら、またふやしていく必要があるかなと。

今、先ほど教育長が申し上げましたように、カラーコピーで印刷したものについて、今現在のところ学校に掲げるという状況でありますので、またきちっとした分については予算が必要かなと思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 市民憲章について、最後です。再問というか、お願いしときます。

これは、各部長から答弁いただきました。くどいようですが、この阿波市に生きる喜びと誇りを持ち、市民と行政が一体となって町をつくるための指針ともなる。また、市のシンボル、まちづくりのまた指針、また今後の新しい阿波市のまちづくりのための指針と、また阿波市が目指す将来像となる指針とか、いろんな重要だということを答弁いただきましたので、できるだけ予算も大変な中でありませけれども、公共施設に設置できるように要望して、この質問を終わります。

それで、最後の質問ですが、カーブミラーの管理についてと防犯灯の管理状況ということで質問をいたしますが、防犯灯については市内に3,627灯あるということで、これも再三あらゆる角度から、3月議会で関連について始終質問させていただきました。ということで、部長もできるだけ市民からの通報を待つのでなく、一回全市内をパトロールできるような方向で取り組んでいくというような答弁をいただきました。これもなかなか市内広いもんで、カーブミラーにしろ、防犯灯にしろ、数もたくさんありまして、到底市がパトロールをずっとするというと無理と思うんです。普通であれば、だれに頼むかと。これ市民の方々に、そういう球が切れとるとか、防犯灯が傷んどるとか、いろんな草木で視界が悪いけん、木を伐採してくれとか、いろんな要望をいただくための広報活動をやらなったら、なかなか管理に目が届かんとと思うんです、これ市にやれと言っても、広いもんですから。地域の住民の方々に周知して、これも広報阿波とかケーブルテレビで、これ1回や2回でなしに、時々。そういうとこ結構あるんです。最近対応していただいた場所も、場所は言いませんがあります。まあそういうことで、結構あります、これ。ガードレールから、ほとんど3メートル、4メートルの道路をまたいで、草木がいてるところもかなりあるんです。市内入ってみたら。そういうことで、できるだけ市民の方に協力をいただいて、このカーブミラーとか防犯灯の管理をしていただくよう、要望しておきます。

総務部長の、答弁もらえますか。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 防犯灯の管理状況についてでございますが、ただいま議員からお話がありましたように、一斉点検ということで予定をしておったわけですが、今お話がありましたように、阿波市内には3,627基防犯灯があります。やはり、一斉点検をするとなりますと、夜でないともわかりませんので、また山間部にも点在しております。そういったことで、できるだけ地元の自治会とか地域住民の皆さんに点検等をお願いしたいと思います。

そういったことで、7月の広報阿波に防犯灯の点検依頼を掲載させていただきました。また、職員に対しましても、点検と申しますか、協力依頼をお願いしていきたくて考えております。また、今お話がありましたように、修理とか球の交換等につきましても、通報していただければ早急に対応していきたくて考えております。また、今後はケーブルテレビや広報紙に、点検依頼の協力について、またその中には広報紙やケーブルテレビで、立木等で影になるところもあると思いますので、地元の皆さんにもいろいろご協力いただいて、やはり防犯灯でございますので、そういったことがないように、できるだけ皆さんのお力をおかりして進めていきたくて思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（稲岡正一君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） これで通告している私の質問を終わりにいたしますが、最後に午前中の阿部議員の答弁で、野崎副市長の、私が大変すばらしいというか、大事な答弁がございました。心と体を売ることが大事であるという答弁、大変これは大事な、この言葉は、どんな世界に行っても通じます、これ。大事な。そういうことで、この市長、副市長を初め職員の方が、この心と体を売るといふような信念を持って今後の行政に取り組んでいかれるよう、強く要望して9月議会での香西和好、一般質問を終わります。

○議長（稲岡正一君） 一般質問を続行いたします。

6番松永渉君。

○6番（松永 渉君） 6番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

まず、公務員制度改革について。

平成9年から検討されてきました国家公務員制度改革基本法案が、10年以上かけてことしの6月に成立しました。この法案の成立は、阿波市はどのように認識し、今後の地方公務員制度改革に生かされていくのか、答弁を求めます。

この法案の中に、地方公務員については、基本方針の内容や地方の実態を踏まえ取り組むとなっております。阿波市において、基本方針の中で、特に阿波市が重要と考える基本方針はどれなのか、答弁を求めたいと思ひます。

それと、基本方針の中で官民の人材交流の推進についてでありますけれども、阿波市の官民人材交流の現状はどのようになっておるのか、また今後の取り組みはどのようにしていくのか、答弁を求めます。

もう一方の基本方針の中に、能力及び実績に応じた処遇の徹底等ということがあります。このことについては、平成9年地方公務員制度調査会において、平成9年に提言されたものであり、その間行財政改革等で取り組まれてきた問題であります。阿波市においても、平成18年に阿波市行財政改革大綱、阿波市集中改革プラン、それから阿波市人材育成基本方針が策定されて、能力及び実績に応じた処遇の徹底の基礎をなすものであります。人事評価制度の確立を推進すると明記されています。

では、今日までの進捗状況と今後の計画について答弁を求めます。

以上3点、答弁を求めます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、国家公務員制度改革法案の成立による地方公務員制度改革の取り組みについてということでございますが、この基本法は、ことしの6月国会で可決され、成立をいたしました。この法律は、国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとするため、国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針等を定めるものであり、あわせて国家公務員制度改革推進本部を設置し、これらを総合的に推進するというものであります。

この法律に示された国家公務員制度改革基本方針としては、今お話がありましたように8項目ございます。

国においては、この基本法の成立を受け、公務員制度改革の具体化に向け、既に国家公務員制度改革推進本部を発足させております。公務員制度改革は国、地方を通じた改革であり、国は地方公務員制度改革と連携し、作業を進めるとしております。今後は、地方公務員制度改革についても国家公務員制度改革に準じて進められることになると思われます。私たち地方自治体においては、関係法令等が整備されることにより、その制度内容に従い行政を推進することになりますが、具体的に運用については、それぞれの状況の中で、今後十分協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

それから2点目でございますが、国家公務員制度改革基本法案の成立による地方公務員制度改革の取り組みということですが、この制度改革の経過につきましては、平成13年12月に公務員制度改革大綱を閣議決定した、いろいろと16年、17年とずっとあるわけですが、平成20年6月に国家公務員制度改革基本が制定されたということになります。

この改革の必要性であります。公務員は戦後レジームの中で、国家運営の担い手として、国民と国家の繁栄のために積極的な役割を果たしてきました。しかし、本来優秀な人材が集まっているのに、その能力が十分生かされているとは言えない、また経済、社会の変化に対応して、政策企画能力を高めるため、民間の専門的能力を入れる必要も指摘されております。押しつけ的あっせんや官製談合に対する強い批判がある公務員制度改革を進めることが急務であるとされております。

この目的であります。この改革は21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像の実現を目指す質の高い人物が公務の世界に入り、能力を高め、誇りを持って職務に専念できる仕組みが必要と。官と民の闊達な交流により、専門能力、民間の世界に対する深い理解に基づいた行政の展開が求められる。公務員がさまざまな機会に、その能力を積極的に生かせる仕組みとすることが重要とされております。

戦後、この体制の中で確立された公務員制度改革には、現状の把握とか問題の洗い出し、方向性を出すと、内容を十分分析するにつき、そういったことで時間を要したと思われれます。

この中で、特に必要と考える基本方針とか、8つの項目の中のどれかということでありましたが、今私たちが考えておるのは、5番目の、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底についてと、それと6番目の、能力及び実績に応じた処遇の徹底等についてが必要と思われております。

それから3点目であります。能力及び実績に応じた処遇の徹底等と人事評価制度確立への取り組みであると思っております。この基本法の方針の中にも、能力及び実績に応じた処遇の徹底等ということで、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とする措置を講ずるとしてあります。阿波市における能力及び実績に応じた処遇の徹底については、現状は課長職以上の管理職を対象にした人事ヒアリングを実施すること、さらには職員全員から自己申告書の提出を受けること等を行い、人事行政を行っております。

それから、人事評価制度の取り組みにつきましては、18年に職員の能力の開発と資質の向上を目指して阿波市人材育成基本方針を策定いたしました。指針は、本市における人材育成の基本的な考え等まとめたものであり、職員研修の推進、さらには人事評価制度の確立を図っていくとしております。この人事評価制度については、現在確立はできておりません。指針策定後、人事評価制度についての職員研修を実施し、人事評価制度について、また人事評価制度はあくまでも人材育成のためのものであるということを研修を通じ

て認識を図っているところであります。今後は、人事評価制度の具体化に向け取り組みを図っていかねばならないと考えています。

官民の人材交流についてです。阿波市の現状と今後の取り組みということですが、官民の人事交流については、平成11年に制定された国と民間企業との間における人事交流に関する法律により交流がされているところであります。さらに、先般成立した国家公務員制度改革基本法においても第7条により官民の人材交流の推進ということで、政府は官民の人材交流を推進するとともに官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直す措置を講ずるものとするとしております。

そういったことで、地方公務員には定まった人事交流制度がなく、現在阿波市においても市役所と民間の人事交流は行っておりません。市役所から外部機関に出て勤務するという部分においては職員研修、事務派遣等がございます。その中で、県の市町村課へ研修として1年間単位で毎年1名を派遣しております。

また、事務的な派遣として中央広域環境施設組合へ2名、滞納整理機構へ1名、後期高齢者広域連合に1名、それぞれ派遣しております。地方行政における官民の人材交流については、本市の現状においては現段階での取り組みは難しいと考えております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今阿波市として基本方針の中で重要なものは職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底、それから能力及び実績に応じた職員を徹底ということであります。

それで、基本法律が成立しましたが、これから3年をかけて何か実施の法律をつくるみたいな話であります。基本方針、そもそもこれ平成9年にほとんど内容を見ますと提言されてるもんなんです。それなのに、この法律が成立まで10年、これから実施の法律のできるのに3年、内容を見ますと人事管理をどうするか、どう変わるかというだけの話にやっぱり15年も行政はかかるのかなと僕は思います。それで、さっき言われた2つについてはもう早急に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、2番目の官民の人材交流でありますけれども、阿波市ではされてないということでもあります。この法律の中では、管理職の候補者はすべて民間へ研修に行つて、民間の能力と実績による人事管理を学ぶことが必要であるというようなことが書かれています。阿波市に特にむしろ私が思うのは、国家公務員よりも地方公務員の皆様方が、管理職になれる方が阿波市内のやっぱり企業なんかへ行って企業の中の実情、また人事評価制度を学

ぶことは必要だと思いますが、今後どのように取り組む意思があるのかももう一度再問をいたします。

それと、能力と実績に応じた処遇の徹底の中で、人事評価制度の確立なんですけれども、阿波市はまだ確立されてない。職員研修なんかは今意識改革のためにやられてるみたいなんですけれども、確立されてないということでもあります。

昨年12月の議会におきまして、人事院勧告の中に勤勉手当の支給額に勤務実績を反映させる、いわゆる人事管理を反映させるということになっていたんですけれども、阿波市には人事評価制度がないために一律支給になってます。また、今回の基本法案の中でも人事管理の基礎となるのが人事評価制度であるということでもありますので、できるだけ早くこの人事評価制度を確立するべきだと思いますが、いつごろまでに確立できるのか答弁を願いたいと思います。

さらには、昨年12月の議会の中で人事院勧告そのものは全国平均、県平均の民間給与を準拠すること、そろえることであって、阿波市の実情や地域性を十分に加味されてない。市民の理解を得るために人事院勧告に基づく給与、職員の給与改正を阿波市の民間企業主や有識者、市民等による調査検討の場、いわゆる議員の報酬審議会などのようなものを設置したらどうですかという意見が正木議員のほうから出されております。このことについてどう取り組まれていくのか、どうされるのかということも答弁を願いたいと思います。

さらに、人事院勧告及び今回の基本方針の中で、非常勤職員の給与の見直しが検討されなければならないということになっておりますけれども、阿波市は正規職員と非正規職員の賃金格差と実態をどのように認識して格差解消に向けてどのように取り組んでいくのか答弁を求めます。

以上、答弁を求めます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） まず、再問にお答えをいたしたいと思います。

官民の人材交流についての再問であったと思います。

国と地方の行政はいろんな部分で異なっております。現状ではいろんな問題、課題があると考えます。しかし、今国においては交流を推移する方向で動いております。将来的に地方においてもそのような状況になればいろんな面での環境整備も必要であると考えております。今後は十分勉強させていただきたいと考えております。

続いて、人事評価制度の今後の取り組みであったと思うんですが、この人事評価制度についての取り組みについては職員研修を平成17年度に1回、平成18年度に2回、平成19年度に1回開催し、職員に対して人事評価制度についての意識づけを行っています。

今後の取り組みとしましては、試験的に試行という形で人事評価を行ってみたいと思います。試行を行いながら問題点等を精査して制度化に向けて進めていきたいと考えております。

続いて、人事院勧告と職員給与審議会の設置と臨時職員給与の見直しということですが、議員ご質問いただきましたが、市職員の給与改定に際しましては、職員給与審議会を組織して協議してはどうかということにつきましては、今後の検討課題とさせていただきますと考えています。

また、臨時職員給与の見直しについてですが、市の臨時職員、嘱託員の数は現在207名であります。臨時職員の賃金については、職種により日額5,800円から8,300円の間で設定いたしております。臨時職員は一年一年の採用であり、賃金の見直しについては近隣の市の状況等を調査し均衡を図りながら決定いたしております。現在、賃金については正規職員についても給与が上がる状況がなく、臨時職員等の賃金についても平成17年度からはほとんど据え置きの状態であります。現在の賃金は県下の市と同程度の状況であります。今後は臨時職員の賃金の見直しについては、国の方針、県の人事委員会の勧告内容、さらには隣接市の状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 人材交流については今後勉強したいということですので、結構であります。

それともう一つちょっと質問忘れてたんですけど、人材交流と言えるかどうかかわからないんですけども、例えば職員採用の年齢を引き上げるとか中途採用、要するに団塊の世代が今退職されてますので、職員の年齢構成というのがいびつ化される場合があると思います。採用年齢を引き上げたり中途採用することで、ある意味民間で育った人材を行政の中へ入れられるので、人材交流の役目を果たすと思いますが、こういう取り組みはどうお考えなのか答弁をいただきたいと思います。

それから、職員の給与の審議会等については検討されるということで結構でございます。

それから、人事評価制度については試行されるということで、なるべく早く試行して確実なようなものを、事務事業評価制度と同じで確実なものをつくらずに試行しもってつくり上げていただいたらいいのかなと思いますが、試行段階まで早く取り組んでいただきたいと思います。

それから、臨時職員の給与の問題ですけれども、今本当に4割近い臨時さんがおられます。

賃金格差という面から見ますと、民間の全国平均が250万円です。それでうちの非正規は去年言ったときは500万円だったんですけど、今は550万円ぐらいの格差になっています。民間それだけ格差があるあると言われとるんですけど、公正公平な市の中の方が格差が倍近くあるということでもあります。

この基本方針の中でも、さっき言われたようにまず基本的に高校生の初任給を基礎として、今言われた職務の内容は評価されておると思います、それから地域性についても考慮すると。それで、一番僕がしてほしいのは、やっぱり1年契約ではあるんやけど、8年間その職についてきたとか5年とかという人おるんです。その中の見直しの一つに職務経験等も勘案して見直すべきだという基本法案の中に入ってますんで、その分についてやっぱり今後見直していただきたいと思いますが、このことについてどう考えているのか。

それと、今後この格差をこのまま、そのままにしておくんか、それとも臨時さんどんどんふえてきてますけど、これを要するにしていかにしたというほうへ持っていくんか、それとももう一点、要するに現業部門という部分の給与体系をきちっとして正規に持って行って民間と競争できる給与体系をもう一本つくらなくても、今の中で精査した給与体系の中で私は運用でけると思うんですけども、阿波市としてはどっちの方向にこの臨時さん、どんどんふえてきてる臨時さんに対応されようと考えてるのか答弁を求めます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 初めに、職員採用についての年齢制限というご質問がありましたが、公務員法の採用試験におきます年齢制限については、年齢幅を広げる傾向にあります。今年度の県の職員採用試験についても年齢を33歳以下としており、昨年に比べて4歳引き上げています。そういったことで、幅広い人材確保が目的であります。

阿波市においては、今年度は職員採用試験を予定していませんが、今後の採用試験に際しては年齢を引き上げる検討は必要かと思われま。

それから、今議員のほうから再問で何点かご質問ありましたが、そういったものを全部

含めまして全体を見る必要がありますので、それもあわせて検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 本当に、阿波市全体の人件費の中で引き下げに努力してるのは私は臨時職員じゃないかなと思ってますので、やっぱりそれに合った、実績と能力に合った臨時さんにも給与を与えられるような方向に持って行ってほしい、検討していただきたいと思えます。

公務員制度改革っていうものは、一口に言うと人件費の削減ですよ。人材育成というきれいな言葉で言ってますけど、実際は人件費の削減だと思います。なぜ、人件費を削減しなきゃならないかという、やっぱり今の行政サービスというのが国民の税金と、だから国民1人当たり800万円という借金の上に成り立っているということです。この800万円というのは、もう国の状況で言うなら財政が破綻した状態です。私の報酬もそれから皆さんの給与も市民の税金と市民1人当たり800万円の借金の上に今の給与体系があるということだと思えます。

さっき、前の議員が今年度から地方公共団体の財政健全化法が施行されて、阿波市は早期健全化基準内にすべておさまっていると、阿波市の財政は健全だということを言われてました。しかし、これはこの健全であるという意味は阿波市が今市民1人当たり40万円の借金をしてるという話であって、県民1人当たり120万円、国民1人当たり650万円の借金をしてるという部分は含まれてないんです。市民も県民も国民も一人の人間なんです。ということは、市民1人当たり800万円以上の借金をしてるということは、民間や私たちの家庭の経済ベースで考えると、阿波市も破綻状態にあるということだと私は思ってます。

したがって、行財政コストの9割を占めている人件費を削減するべきだと考えます。その中の一つの方法が全体の人件費を下げる事務事業、行政評価、事務事業評価制度、それと一定の人件費でより大きなサービス効果を上げる人事評価制度、この2つが必ず早く整備する必要があると思っております。

合併してから職員削減になって、本当に職員の皆さんには厳しい労働条件かもしれません。しかし、民間や市民の中にはまだまだ職員が多い、給料が高い、仕事をしてないという厳しい声もあります。なるべく早く人事評価と事業評価を確立して、職員の意識と能力を向上させるとともに市民の理解と信頼を得て、市民の参画と協働により財政再建ができ

るよう望みこの質問を終わり、次の質問に移ります。

次に、庁舎建設についてでありますけれども、今議会において庁舎建設基金条例が提案されています。このことは、庁舎建設の賛否を議員に問うものでもあります。私の所属する会派阿波清風会においても庁舎建設賛成、反対、大いに議論されているところであります。今回の私の質問は、庁舎建設について市民に対する情報公開と説明責任を果たすべく質問しますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目に今回の基金条例の目的は何か。

1年に1億円で5年間というような規模みたいですが、財源の捻出方法はどうか、答弁を求めます。

2点目には、基金条例提案前に市民に対して庁舎建設の賛否とか合併というものの事態を、阿波市の場合は短期間、吉野川市に比べると半分の期間でやられました。また、協議会も半分しかありませんでした。ばたばたと合併をやったために、庁舎建設については市民レベルでは議論されてません。そういう意味からも、市民に対する庁舎建設の情報公開とか説明責任を基金条例提案前に十分にされるべきだと私は思っておりますけれども、このことについて理事者の見解を求めます。

3点目には、新庁舎建設による行財政効果は何なのか。特に、職員削減数は何人なのか。

今支所を含めて4カ所ありますけれども、今でも3年間で39名ですか、職員が削減されてます。しかし、私自身もいつか支所今の状態でおると職員削減ができなくなる、ちょっとできにくくなる時点があると思うんです。そのときに本庁方式にした場合、何人余分に削減できるのかということについて答弁を求めます。

4点目には、支所を廃止するという事になっておりますけれども、支所の窓口業務の対応策はどのようなものを考えられているのか、答弁を求めます。

5点目に、支所の跡地利用、ここもひよっとしたら跡地利用になるのかもしれませんが、その跡地利用計画がどのようになっているのか答弁を求めます。

6点目に、維持管理費は幾らなのか、削減策はどのようなものか。

大体箱物をつくりますと、箱物をつくる時には補助、今回も特例債があるからそのうちにつくろうということで、昔から箱物をつくる時には補助とかが出ますので、立派なのをつくったり無駄なものをつくったりして、その3倍かかると言われています維持管理費がおろそかになります。そういう意味からも、その3倍かかると言われている維持管理

費の金額は幾らなのか。削減する方策はどのようにしておられるのかということをお答弁願いたいと思います。

最後に、7点目に庁舎建設によるまちづくり構想は何なのか。

庁舎を建設することによって、雇用の場が拡大したり新しい産業が創出されるのかどうか。昨年、総務委員会が広島県の庄原市、ちょうど庁舎建設されていたところに行きました。そこでは、チップボイラー、それから地中熱を利用して庁舎を建設することによって地中熱の研究施設、またボイラー製造業者、それからチップ製造、森林によるチップ製造など関連産業の創出も考えて、最終的にはバイオマスタウン構想へとつなげていました。そういうものが今回の庁舎建設の中であるのかどうかお答弁を求めます。

以上。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の庁舎建設について、7点ほどご質問いただきました。1点ずつお答弁申し上げたいと思います。

初めに、基金条例の目的、財源の捻出方法、市民サービスへの影響についてのご質問ありますが、庁内において庁舎の検討を図っております庁内検討委員会において建設完了年度に想定しております平成26年度までの各部各課における歳入歳出見通しを出し、分析、検討を行っております。かなり先までの予算の見通しでありますので、正確さに欠ける部分はあるかと思いますが、歳入につきましては今申し上げました歳入歳出の見通しということで、それから申し上げますと歳入につきましては、公有地の売却について検討をいたしております。公有地の売却につきましては、その利用状況や統合計画などを十分に調査検討をし結論を出していかなければならないと考えております。そのため、今年度中にご質問もいろいろいただいたわけですが、普通財産の処分についての検討委員会を立ち上げ、処分地を始め処分に至る手続方法についても検討して歳入財源の確保に向けてまいりたいと考えております。

歳出につきましては、約100名の職員数の減による人件費の大幅な圧縮が可能と見通しておりますが、一方、中央広域ごみ施設の償還負担金の増額、また後期高齢者制度負担金の増額、また介護保険給付費の増加などを要因にした歳出増が予想されており、今後も厳しい財政運営になると考えております。

そのような状況の中での庁舎建設であります。建設に要する事業費の大部分については合併特例債をこれに充てる予定としておりますが、どうしても充当できない部分を補う

ために庁舎建設基金を設け、市民サービスへの影響を最小限に抑えながら5年間毎年1億円を目標に積み立て、財源の偏りを平準化し、円滑な事業の実現を図ってまいりたいと考えております。また、財源の捻出につきましては、毎年の予算編成の中で知恵を絞り工夫を加えながらその確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の庁舎建設に関する情報公開と説明責任であります。庁舎建設の進捗状況については、市広報紙を通じ住民の皆様方に周知させていただきたいと考えておりますが、建設地の決定事項など地権者並びに関係者の皆様方を優先しなければならない情報もありますので、その広報時期につきましては慎重に考え対応してまいりたいと考えております。

また、3点目の建設による行政改革効果と職員削減数であります。組織が分散している現在の状況においては、職員の打ち合わせ、会議等による各支所、本庁間の異動時間に大きな時間のロスが生じております。

また、公用車の台数についても組織の集約により約25台の削減が可能であり、経費の圧縮が図れるものと考えております。行政拠点の集約による最大の効果は職員数の削減、すなわち人件費の圧縮であると考えております。現在の支所の職員数35名を、重複した仕事内容を解消することにより約20名程度削減可能と判断しております。

旧役場である現在の支所は、住民の皆様にとって使いなれた身近な施設として利便性は高いと考えております。しかしながら、行財政改革を実現するためには、行政拠点を集約すること、すなわち本庁方式による行政運営を行っていくことであり、そのことは合併の目的の一つでもあると認識をいたしております。

続いて、4点目の支所の窓口業務の対応策であります。新庁舎建設後の窓口業務のあり方については、今以上に住民の方々の利便性を高めるため、複数の部門や機関にまたがる行政サービスを一つの窓口で受け付けて提供するワンストップ窓口を設置することにより、よりスムーズな窓口の実現を図ってまいりたいと考えております。

また、庁舎窓口以外での証明書等の発行については、住民の方々の利用頻度なども踏まえ、費用対効果の中で検討するべきであると考えております。

5点目の支所の跡地利用計画であります。支所の施設並びに土地の利用方法については、各地域における施設の活用価値を踏まえ、存続する施設と廃止を考える施設を慎重に照査し、その売却も含め庁舎建設と並行して検討しなければならない課題と考えております。

続いて、6点目の新庁舎の維持管理費と削減策であります。現在本庁並びに3支所における年間維持管理費は約7,000万円です。新庁舎建設後には設計時における初期仕様によって大きく変わる要素を含んでおりますが、近似値の自治体の実績データを参考にした維持管理の積算では、4拠点を1カ所に集約する効果により約10%の削減が可能と積算しております。

また、安価な深夜電力を用いて空調時間外に熱エネルギーを蓄熱槽に蓄え、電力料金を低減する蓄熱システムなど初期設計時での削減対策も検討しながら設備面での維持管理費の低減も図らなければならないと考えております。

最後の庁舎建設とまちづくり構想のご質問ですが、新庁舎を核とした拠点の形成を図ることにより、市民の利便性の向上と将来を見据えた魅力あるまちづくりに寄与してまいりたいと考えております。

当然のことながら、拠点整備の実現を図るには官単独によるこうした核づくりには限界があるため、阿波市各種団体の皆様を初め各方面の方々のご意見なども反映しながら、官民一体となって拠点づくりを図っていかねばならないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今答弁をいただきました、1点目の財源の捻出方法と市民サービスへの影響ですけれども、一応最少に市民サービスの影響はとめるという答弁だと思います。

ただ、公有財産の売却というような問題もありますが、確かにこの庁舎建設の見通し、第6回ですか庁舎検討委員会の資料をいただいておりますけれども、平成19年をして平成26年度では全体で1億7,000万円ぐらい事務的経費というか一般経費がふえるということでもあります。この各部の見通しの中に、この1億円というのは入っているかどうか。1億7,000万円、総務部では約20億円、26年までに職員削減なんかによって減らすということになっておりますけれども、この中に要するに5億円の基金高が入っているのか。入っていないとすれば、この26年までに6億7,000万円というものを積むということはかなり厳しい部分があると思います。

特に、この総務部の20億円ということは、さっきから言われてます集中改革プランの分は全部入ってるように思います。その上に、6億7,000万円というのはかなり厳しい数字で市民サービスの影響というのがかなり懸念すべきものになるようなんですけど、

入ってるのかどうか答弁をいただきたいと思います。

それから、今の分庁方式から本庁方式一点に変えると、今支所でおる35名が20名ぐらいに余分に削減できるということでもいいんかいね、そうですね。職員1人当たり750万円ぐらいでありますので、1億5,000万円ぐらい浮くという話ですよ、20人減るといふことは。

それと、維持管理費の問題でありますけれども、削減、パーセンテージです。金額は幾らかと言うたんですけど、パーセンテージで言っていたんですけど、これは現存の7,000万円に対して10%削減できるということでしょうか、どうか、これでもう一度お答え。できれば金額で年間どれくらい要るかという。PFIでやるんといろいろやり方で違ふとは思いますが、できれば金額でいただけたらと思います。

それから、窓口業務なんですけどワンストップ窓口が出ました。

しかし、この前に2,700万円、要するに職員の異動ロスで2,700万円ぐらい浮きますよという話がありました。これは逆に考えますと、4つあるところを1カ所市民が動くのに20分から30分ようけかかります。これを窓口人数で抱えると、この倍ぐらい市民負担がふえるんです、5,000万円超えて、逆の計算をすると。職員は行くの近くなって2,700万円浮くんですけど、市民にとっては20分から30分時間がふえますんで、その分と窓口に来られる方を計算すると約倍ぐらい。職員だけの給料もらえる市民は少ないんで、そういうことにはならないとは思いますが、そういうことでこれはロハないんでないかなと思ってます。

それで、ただ時間がふえるんで、もう一つ窓口対応で考えてほしいのは窓口のあく時間を延ばしていただくとか、それから民間委託にする。じゃあ、ちょっと話は出たけど、そこらも検討するべきだと考えますが、その辺についてもちょっと答弁をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） ご再問についてお答えをいたしたいと思ひます。

先ほど言われておりました経費削減の中に1億円は入っているかということであつたと思ひますが、この金額の中には入っていません。

それから、維持管理費の10%削減であります、これについては現在の4庁舎の維持管理費に対して10%の削減と。金額今出しておりますのが約5,500万円ぐらひかなと思ひております。

それから、ワンストップ窓口の、先ほど教えてもらったわけですが、市民に対してのサービス、例えば現在8時半からですが8時からとか夕方5時15分を5時半にとか、そういった分については今後の当然市民に対してのサービスでありますので、十分検討をする必要があると思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） もう一点、再問をさせていただきたいと思います。

維持管理費が5,500万円ぐらいという話でありますけども、これには公債費というか借金の返済はこの維持管理費の中に入っておられるのか。特例債25億円、例えば40億円で25億円の特例債を使った分についてのこの5,500万円の中には、その返済費というのは入るとるかどうかお願いしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） この維持管理費のほうの5,500万円については、合併特例債には入っていません。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） いろいろ庁舎建設に関しての今いろんな情報をいただきました。

ただ、本当に私が思うんは、合併前に市民レベルで議論されてない庁舎建設なんで、できれば本当にもう一度アンケートをとったり説明会をしっかりとさせていただきたいと思っております。市長も主役は住民、対話と協調ということを公約されてることから考えますと、やっぱりちょっと残念かなと思います。

地方分権時代の市政運営の基本は、市民に対する情報公開と説明責任を果たし、市民の参画と協働によるまちづくりであります。主役は住民、対話と協調の原点に立ち返り、庁舎建設にも取り組むことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 議長の指名をいただきましたので、2番江澤信明、9月議会の一般質問を始めさせていただきます。

もう本議会も終わりになりましていろいろ議論が沸騰しておりまして、財政のほうも月岡議員は阿波市の財政は大丈夫だから、まだ使えると。それで、松永議員は破綻状態だと、いろいろそういうふうな意見がございますが、本会議冒頭において阿波市の監査委員の安友氏より平成19年度阿波市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が出され、財政健全化法に基づく阿波市一般会計及び特別会計が健全化判断比率では基準内であり、阿波市の財政は健全に運営されていると。しかし、厳しい財政状況が続いており、財政運営には十分留意していく必要があると報告されております。

そこで、莫大な事業費と長い年月がかかり財政を悪化させていくかもしれない汚水構想についてお尋ねいたします。

平成19年度当初予算に阿波市全体の汚水処理構想を作成する予算計上し、年度内に阿波市汚水処理検討委員会において方向性を決め、もろもろの問題点に結論を出すと言っておりました。年度最終のこの3月25日に開催の検討委員会で、21世紀は環境の時代であり、地域の環境を管理し安全でかつ良好な状態で将来の世代に継承していくことが自治体の責務であり、阿波市汚水適正処理構想の事業計画に基づき下水事業は推進することに決定したと6月20日の文教委員会で報告しております。

そこで、汚水処理構想と事業計画について、巨細についてとりあえず6つの項目に分けて質問させていただきます。

1つは、汚水処理構想の目的と方針について。

2つ目は、浄化槽、合併浄化槽、くみ取り式などの汚水処理の現況とこの構想の事業計画の概要を旧町別に言っていただきたいのと、それと現在でも多くのところで農業用水と生活排水が共用されているところがございます。ですが、北岸用水が整備されパイプ配管が網羅された現在、水路を生活排水だけで使用することが多くなっております。以前は、地域で水路掃除の習慣があり、今は廃止されとるところも多くなっております。

ですから、この水路の所有権、維持管理に関して土地改良区などどのように話し合いをして、どのように管理をしようとしているのか。

3つ目は、莫大な費用がかかる事業計画の総予算と財源は、また整備するのにどれぐらいの年数を考えておられるのかと。

4つ目は、この構想の中に市内全域に農業集落排水事業を布設する事業計画であるの

で、既設の一条西、柿原東の農業集落排水事業がモデル事業となります。

そこで、お尋ねいたします。

計画時と現状の処理人口及び加入世帯、事業費の変動はどうなっておるのか。供用開始から維持管理、メンテナンスにどれほどかかり、またどのように変わっているのか。そのメンテナンスの入札方法はどのようにしているのか。そして、一般財源からこの吉野町の集落排水事業に対してどれぐらい投入してるのか、今後この事業が赤字にならないかということですか。

それと、5つ目が市場町の公共下水道事業についてお尋ねいたします。

平成13年に事業認可を受けたが、平成14年に終末処理の建設反対の請願書が出され、議会において採択され終末処理場の建設は不可能となり、それ以降下水道事業そのものがストップし現在に至っております。常に議会において稲岡議長、そして同僚議員の方、私も市場町の下水道事業をどうするのか、そして認可区域の方々の不利益はどうするのかと質問してまいりました。

理事者側は、污水検討委員会でよく検討して19年度末に結論を出すと、ですので待ってくださいと言っておりました。その検討結果が、財政逼迫の中ではあるが万難を排し粉骨砕身努力し取り組む必要があると判断した。よって、協議の結果、多くの課題が残るものも下水道事業は推進することに決定したと結論づけております。合併し阿波市になり、それ以降市の理事者側が、どなたが粉骨砕身努力して地元へ足を運んで話し合われたのでしょうか、お尋ねいたします。

それと、終末処理場が建設不可能で事業再開のめどもないのに認可区域の方々が合併浄化槽を設置するときの不利益はどのように考えておられるのか、またどのようにするのか。何ら進展のないこの事業は、国と県との見直し事項になるはずでございます。それがいつ見直しの時期に来ているのか。この市場町の下水道事業に関しまして、認可から8年経過し何ら進展のない事業を推し進めようとしている検討委員会を私は信用することができません。

6つ目は、阿波市污水適正処理構想及び事業計画の作成に当たり、そのもとになる污水処理構想策定業務を検討委員会は昨年5月に徳島県土地改良事業団体連合会にほとんど丸投げの状態業務委託をしていると。そのような構想、また事業計画は全く信頼置けない、そのように私は考えております。

市は、この莫大な費用がかかる事業計画を本当に実施する気はあるのかどうか、この6

点明快にお答え願います。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 江澤議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

汚水処理構想について6点ほどご質問をいただいたわけでございます。

まず、構想の目的とこの方針ということでございます。汚水処理構想とは市民の方の快適な生活環境づくりや良質の水環境づくりを行い、すべての市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて汚水処理のあり方を計画的、効率的かつ経済的に進めるために実施することを目的として策定したものでございます。

具体的には、昨年までの阿波市の汚水処理構想につきましては合併前の旧4町で策定した構想を持ち寄ったものでございます。市全域の実情及び特徴を生かしたものでありませんでした。そのため、阿波市汚水適正処理構想では処理方法を公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの中でどの方法が地域の実情に最も効率的であるかをまとめたものでございます。

方針につきましては、質問6と重複をいたしますので後から答弁をさせていただきたいと思えます。

現状と計画の概要、旧町別でございますが、特に計画の概要から説明させていただきたいと思えます。

阿波町におきましては、汚水処理構想での計画概要、特に大き目の河川がございます。それを境にして4分割を計画をいたしております。平たん部分を農業集落排水事業、それから北に上がる部分につきましては、その他は浄化槽で汚水処理構想の仮処理区名では西から順番に、阿波西部1、阿波西部2、阿波西部3、阿波西部4としております。最も東寄りが旧市場町との境界であるわけでございますが、日開谷の西側部分の旧市場町の大俣、上喜来の一部を含めた処理区となっております。

次に、市場町でございますが、旧大俣分を除いた平たん部が既に認可を受けている特定環境保全公共下水道事業といたします。その他を浄化槽で対応をいたします。土成の九頭宇谷西側部分で構想をいたしてございました公共下水道事業計画部分を市場町に統合する構想となっております。構想の仮処理区名では、阿波中央としております。

次に、土成町でございますが、平たん部分の九頭宇谷西部分は市場町の特定環境下水道事業に、それから東部分は市場の一部と吉野町で供用開始をいたしてあります柿原東農業集落排水指定区域西までを農業集落排水事業として阿波東部1として予定をいたしてあり

ます。その他は浄化槽で対応をすることになっております。

最後になりましたが、吉野町でございますが、一条西部農業集落排水事業指定区域から東側を農業集落排水事業阿波東部2、その他は浄化槽で対応をすることになっております。

それから、計画事業費の概要につきましてご説明をさせていただきます。

これあくまで構想による概要でございます。処理区を7つに分けておるわけでございますが、まず阿波町の一番西から順番に西部1、2、3、4になるわけでございますが、阿波西部1では計画処理人口が1,733人、事業費で約17億円程度。それから、阿波西部2では1,650人で事業費約16億円。阿波西部3で2,265人で事業費が21億7,000万円。それから、阿波西部4で処理人口5,378名で64億7,000万円。それから、阿波東部1で計画処理人口が4,033名、事業費で51億3,800万円。この集落排水事業、全部で6処理区あるわけでございますが、集落排水事業全体では計画処理人口1万7,700人程度となっております。事業費におきましては、約190億円。それから、国庫補助が88億円、それから県費補助で約18億円と。それで、市の負担でございますが、41億5,000万円、それから地元分担金、これは加入金等という算定でございますがそれが約9億円。それが集落排水事業の概要でございます。

次に、市場町を中心とする阿波中央と銘打っておりますが公共下水事業、この分につきましては、計画処理人口が約8,600人、事業費が92億円、国の補助金が37億円、市の負担が約27億8,000万円、地元分担金が4億6,000万円ということでございます。

それと、その他浄化槽の設置するエリアもあるわけでございますが、今の処理区から漏れた方々が約1万7,400人程度でございます。その地域につきましては浄化槽の整備事業で推進をしていくということで、事業費につきましては約52億円、それから補助金につきましては国、県ともに6億9,000万円、市の負担も6億9,000万円、それから地元分担金と申しますか地元個人負担の部分が31億1,000万円。トータルでございます、それらをすべてトータルいたしますと事業費総額で335億円。国庫補助132億8,000万円、それから県費補助で24億6,000万円、市の負担金で約76億円、それから地元分担金で、これは加入金等でございますが44億円。あくまで概算という精度の低いものでございます。

それと、初めに申し上げますと、浄化槽を整備する場合には必ず排水路が必要になって

くるわけでございます。それが、阿波市全体の4分の1程度の計算でいきますと、排水路の整備に約13億円程度必要になるのでないかという予測を立てております。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） し尿処理の現況でございますが、本市におきます生活排水の処理形態は下の図の示すということで、水洗化人口につきましてはすべて浄化槽によるものでございます。人口は2万9,143人、水洗化率は67.8%であります。水洗化の人口のうち、合併浄化槽人口1万2,626人、約43.3%で、合併浄化槽での水洗化率は29.4%となっております。

次に、吉野町で実施をいたしております農業集落排水事業につきまして、その概要をご説明をさせていただきたいと思っております。

計画概要といたしましては、平成4年度の生活排水処理施設の整備状況は水洗化人口が41%で、その中のほとんどが単独浄化槽であり生活排水について適正な処理が行われているのはほんのわずかという状況でございました。

そういった中、農業集落排水事業に吉野町におきましては着手をいたしました。町全体を6地区に分割して整備計画を立てたわけでございます。計画時の現状と処理人口及び加入世帯はというご質問でございますが、一条西地区につきましては平成4年に着手をいたしまして平成9年に供用開始、計画戸数427戸、計画人口が1,910人に対しまして、現在接続をいたしております戸数が265戸でございます。

それから、使用人数は954人——これは9月1日現在という数値であります。計画戸数と実際に接続した戸数との差が162戸がございます。そのうち、この地域におきましては大野神団地、野田原団地と2つの団地があるわけでございます。その戸数が102戸の市営住宅がこの地域に入っております。そこで、この住宅自体が水洗化ができていないということもございまして、接続率が62.1%と少し低い状況でございます。

次に、柿原東地区につきましては、計画戸数303戸、計画人口1,220人に対しまして現在の接続戸数が238戸、使用人数は788人でございます。この柿原東地区につきましては、平成7年に工事に着手をいたしまして、平成11年に供用開始をいたしてお

ります。その計画戸数と接続戸数の差は65戸となっております。一条西地区、柿原東地区、両地区につきましては、今後とも加入がお願いできる場所につきましては加入促進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、事業費の変動ということでございますが、一条西地区の計画事業費につきましては約10億円、事業実績につきましては総事業費で13億円。それから、柿原東地区につきましては計画事業費が13億円、総事業実績の部分につきましては約13億円で、当初計画に対しまして両方で約3億円程度増加をいたしております。

次に、メンテナンスはどれほどにかかっているのかというご質問でございますが、施設管理の内訳につきましては、総合計では約3,740万円程度でございます。そのうち、主なものにつきましては、光熱水費で624万円、修繕費で438万円、それから手数料、これも汚泥の抜き取り料でございますが1,549万円、それから保守点検の業務委託、これが655万円、それから工事請負費で279万円、あと消耗品、通信運搬費、電気保安協会の委託費等とでございます。トータルで約3,740万円でございます。

次のご質問で、入札方法はどのようにしているのかとのご質問でございますが、入札方法につきましては、従来から市内業者育成の観点もございまして随意契約で行っておりますが、入札につきましては来年度から実施ができるように検討していきたい、そのように考えております。これは主に汚泥の抜き取り、保守点検でございます。

次に、市の一般財源から幾ら投入しているのかとのご質問でございますが、平成19年度の一般財源からの繰入金につきましては1億円でございます。そのうち、起債償還額が7,771万円、起債の償還がでございます。そのうち、65.3%の約5,120万円、これが交付税で平成40年の起債の償還が終わるまで交付税として返ってくる部分でございます、金額はまた変わってきますが。

次に、今後赤字事業になるのではないかとのご質問でございますが、特にこの種のような事業の場合には独立採算は難しいんじゃないかという、今後の取り組みといたしましては、先ほども少し申し上げましたとおり加入促進を図っていききたいと。それから、使用料の見直しを検討していかなければならない。それから、メンテナンス経費の削減などの節約に努力をしてまいりたいと考えております。

平成40年までの多額の起債の償還金が必要でございます。やはり独立採算というのは難しいんじゃないか。実は、参考に吉野川市に聞いてみたわけでございますが、平成18年度の吉野川市の一般会計繰入金、農業集落排水事業で約1億2,000万円、それから公

共下水道事業で5億5,000万円、一般会計から繰り入れをされて運営をされておるよう  
でございます。

次に、市場町の公共下水道事業につきましてでございますが、これも簡単に概要を説明を  
させていただきます。

市場町の公共下水道事業につきましては、認可申請時の平成13年3月の認可申請時には  
当初7年の計画で第1次計画、計画面積は77ヘクタール、計画戸数が830戸、計画人  
口が2,900人、概算事業費で約47億円余り。内訳としては、管渠工事で約26億  
円、処理場建設工事で約20億円余り、用地費で1億3,000万円、実施期間が平成1  
2年から平成18年までの7年間ございました。その後、平成19年2月に事業の変更  
申請を行いまして認可をされております。申請の内容につきましては、当初と同じであり  
まして、期間が平成19年から25年までの7年間延長をいたしております。

また、事業が進んでいる中で、実は先ほど江澤議員からもご指摘がございました、平成  
21年、来年でございますが県の再評価委員会にかかる予定でございます。再評価委員会  
で評価されると、県の下水道課から案内があったと伺っております。そこで、継続にする  
のか、廃止にするのか、中止にするのか評価を受ける手はずになっております。

次に、下水道構想の実施についてでございますが、市では適正に汚水処理を実施するた  
めに、平成18年に汚水処理検討委員会を設置をいたしました。処理構想の策定までに4  
回、処理構想策定後に方向性を示すために2回、合わせてこれまで6回にわたって検討を  
してまいりました。委員会では、環境保護と管理は行政の重要施策と考え取り組む必要が  
あり、安全で良好な環境を継承していくことは大きな課題であり重要な使命と判断をし、  
課題は残ったものの下水道事業は推進することに決定をいたしました。

しかし、事業は推進するわけでございますが、解決しなければならない多くの問題が予  
想されます。下水道事業につきましては、財政面での対応が最大懸案事項であります。集  
落排水、公共下水道事業推進については旧吉野町の農業集落排水事業を初め、他の市町村  
の運営状況等十分調査検討をし推進する必要があるということでございます。

次に、終末処理場でございますが、増水時に水没することが予測されることへの対応、  
それから事業計画期間が長過ぎるという、現実に今何年という計画はございません。あく  
までこれは汚水処理構想でございますので、計画の段階でそういうものがまた決まってく  
ると思われま。

次に、浄化槽補助金の問題でございますが、認可区域内の浄化槽補助を受けられない方

への対応、これをどうするのかと。それは大きな問題というふうにそれぞれの委員は受けとめておるわけでございます。

また、旧阿波、市場、土成町の浄化槽設置につきましては、先ほども申し上げましたとおり一部地域において排水路の未整備をどう対応していくか、それも重要な課題になっております。それまで、今まで申し上げましたそういうふうな内容すべてクリアしなければならないということで問題が山積をいたしております。

ただ、汚水処理事業につきましては多額の費用を要するため、事業計画での最大の問題点といたしまして、やはり市の財政事情が大きく関係すると思われれます。特に、事業を考えるときには市の財政計画、財政の見通しを立て、どの程度の予算を汚水処理事業に充てることができるのかの見通しを持って下水道事業計画を検討していかなければならないと考えておるわけでございます。

処理場の問題で地元と話し合いをしたのかというご質問があったかと思いますが、現段階では構想の段階ということでありまして、処理場の選定につきましては事業計画がなされた場合、そのときの方針を立ててまた話し合いをしていかれると、そのように考えております。

それから今までにもう処理場の問題で地元と話し合いをしたのかと、それは行っておりません。

それから、本管用水等で使用しなくなった水路の所有権の話し合いを関係者、土地改良区等々しておるのかということにつきましては、しておらないと認識をいたしております。担当課はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

(2番江澤信明君「あ、答弁漏れ。認可区域の方々に対してどのように配慮するのかということをも3月25日に結論づけとるはず。それが漏れております」と呼ぶ)

○議長(稲岡正一君) どうぞ、答弁してください。

吉岡市民部長。

○市民部長(吉岡聖司君) 答弁漏れでございます。

浄化槽補助金の認可区域内の補助を受けられなかった方々についてどう対応することについて、検討委員会でどう結論を出したのかというご質問であったと。この分につきましては、かなり検討委員会の中でも何回となく激論もしたわけでございますが、中には全額

を、例えば今補助事業でやっております国、県、市が3分の1ずつ補助して事業を推進しております。その3分の3を補助してあげたらという人、例えば3分の2をやっぱり補助すべきではという人、それから3分の1をやっぱり補助したほうがいいのではないかと、いろいろなさまざまな意見があったわけですが、検討委員会の結論としては採決の結果、3分の1を補助してはというふうな結論になったわけですが、補助の期間は、現時点以降ということで遡及は現時点以降。

補助金の3分の1です。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 再問いたします。

1番の処理構想の目的というのは、これはもう崇高な言葉を述べていただきまして、そのようにやっぱり環境に配慮せないかんということで十分理解いたしました。

それと、2番目の現在の状況ということで、現在は阿波市全域の家庭で水洗化率が67.8%、その中で合併浄化槽が全家庭の29.4%、これは平成17年度の統計でございますので、今だったらもう30%を超えておると思います。ということは、もう30%を超えたところに配管して合併浄化槽を既に設置している方々がその下水道に入れるかどうか、それをまたお尋ねいたします。

それと、今の水路が土地改良区と所有権が交錯しているようなところがございますけども、だんだん土地改良区が水田の水路に使わなくなっておりますので、生活排水路として主に使うようになっておりますので、今は土地改良区と話し合いも何もしてないということなので、この点に関して今後どのように水路の維持管理、また所有権等を話し合っていくつもりなのか、それをお尋ねいたします。

それと、先ほど吉野町の現況をお聞きいたしまして、加入率が62%前後と。それで、合計で大体入られとる方がまあ500戸ぐらいです。これ加入率の問題で随分加入率が低いということで、加入率の促進に努めていただきたいと思います。

そうしないと、この事業全体がずっと赤字になります。これが一つの阿波市のモデル事業になりますので、現在供用されるところがここしかございません。毎年1億円ここに一般財源を投入しております。ということは、500戸に対して1億円投入しとるということになれば、そういうことをこれから構想としては全市に広げていくという構想でございますので、この点を十分に配慮していただきたいと思います。

それと、維持メンテナンスに随分かかっておりますので、これが今まで随意契約だったということがございますので、これを今後どのようにしていくのか。いろいろ難しい問題はあろうとは思いますが、このこういう事業に関しましてはこういうメンテナンスがずっとついて回りますので、これが一つのモデル事業になりますので、その点を今後どのようにしていくのかということと、それとそれは担当部長のほうにお尋ねいたします。

それから、これからは市場町の認可区域のことでございますが、8年間経過して何にも手つけておりません。それと、合併以降もだれも、担当者が現場に足を運んだとか、検討委員会の委員長が足を運んだとかということをお聞きしておりません。

それで、この検討委員会の報告書ではとにかく粉骨砕身努力するって書いてあるんです。だれも粉骨砕身してないんです。このあたり、白紙撤回してそれからずっと置けるということで、それはする気がないんだったらもうこの際、本当に県との再評価委員会がございますので、そのときに決断していただきたい。

それと、今後そういうふうに地元と向き合って本当にしていくのかどうか。これは検討委員会の委員長にお答え願います。

それと、3分の1、合併浄化槽をこの認可区域以外の阿波市全域の人が受けるときは、事業費の4割の補助を国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1、大体平均で1戸当たり7人槽ぐらいで100万円前後の工事費がかかっています。ということは、40万円ほど補助を受けております、その合併浄化槽を設置する方々は。

それと、この認可区域の方々は今までそれがゼロです。これも目の前に工事をしていっているのであれば住民は納得いたします。ただ、ほったらかしで何にもなしで前進もしてないのに、住民の行政サービスが受けられない。

それで、片一方はゼロ、片一方は40万円受け取る、この差っていうのはおかしい。去年度に合併浄化槽をサービスを受けた戸数、それでまた2年前にぐらい受けた戸数、それは去年、再来年ぐらいまででいいですけども、何戸受けておられるのか。これは検討委員会の委員長に、どうして3分の1という結論を出したのか、これをお答え願います。

それで、市長は常々我々に行政というのは公平でまた公正であるべきであると言われております。だから、こういうふうに行政サービスが差があったら不公平だなと思っておりますので、そのあたりは市長、どのようにお考えになられとるか。

それで、本当にこれは6番目はこの335億円と13億円、約350億円ぐらい総額かかる総事業費ですので、これを本当に推進していったときにどのように財政状況が変わる

のか、これは収入役に。これ通告はございませんけど収入役にお答え願います。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩をいたします。

午後 3 時 5 8 分 休憩

午後 4 時 0 8 分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江澤議員の質問に対して、吉野の集落排水の負担金の問題、交付金等について正確な数字を総務部長に答弁を求めたいと思います。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 交付税算入についてであります。吉野町の集落排水事業に対しましては、平成 19 年度では約 5, 100 万円、平成 20 年度では約 4, 900 万円交付税算入されております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 9 分 休憩

午後 4 時 1 7 分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 江澤議員の再問につきましてお答えをいたしたいと思いません。

先ほども説明をいたしましたとおり、平成 19 年度におきましては約 1 億円の集落排水事業特別会計の決算書でございますが、1 億円一般会計から繰り入れをいたしております。

ただ、先ほども説明をいたしましたとおり、そのうち 5, 100 万円、これはこの集落排水事業に係る事業を執行した部分についての交付税措置で、国から市のほうに返ってきております。ですから、実質一般会計繰入金は半分の 5, 100 万円、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それと、それ以外のご質問が 4 点ほどございました。

合併浄化槽を設置をされとる人について、今後集落排水事業が、例えば公共下水事業が完成した暁につなぎ込みがスムーズにいくのかというご質問でございますが、この部分に

つきまして任意加入ということもございますので、話し合いでできるだけ加入をしていただくように努力をしてまいりたいと。

次に、土地改良区、使わなくなった排水路、用水路を今後どうするのかというご質問でございますが、その部分につきましても事業計画が進む中で担当課、建設課等とも一緒に土地改良区等関係者で話し合いを進めていきたいと、そのように考えております。

未加入者の加入促進でございますが、これも当然ながら加入を促進図っていくための努力をしていきたいと、そのように考えております。

それから、メンテナンスの入札の件でございますが、これも先ほど申し上げましたとおりこれまで随契でやっておりました。来年度からは入札の実施ができるように検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 江澤議員から再問というようなことで、市場町の公共下水道事業、ストップしてるもの、白紙になってる状態のものを今後どうするのかというような話ですが、経過につきましては再三再四議会でも問題になっておりますし、吉岡市民部長のほうからもお話ししたわけですが、平成11年から平成17年にかけて市場の第1次計画ですか、77ヘク、計画戸数830戸、2,900人の処理をやろうと。事業については、たしか47億7,000万円近い事業費だったと思いますが、これにつきまして計画を進めていたようですが、市場の平成11年11月議会ですか、これでいろいろ問題が起こって、それ以降14年12月ですか白紙撤回されて今日に至ってると。その間、阿波市になりまして、市場の事業計画について下水道法等々いろいろ事業要項、要領、勉強してみましたら、変更申請をやらなきゃいかんということで、変更申請はしたんですが、同時に市場の現計画だけではいかんのじゃないかというて、阿波市全体の下水計画も当然考えていこうというふうな話になりまして、たしか18年7月だったですか、第1回の汚水処理の検討委員会を立ち上げてます。

メンバーにつきましては、それぞれ各部長あるいは旧町の市場町の下水の担当者の方と十七、八人だったと思いますが、入れて勉強会をとにかくしようということになってます。

ただ、この検討委員会を始めたんですが、いろいろ下水については専門的な知識が非常に少ないというんですか、とにかく勉強会をやろうと、あるいは市場の経過、それも踏ま

えて勉強会をやろう。あるいは、吉野の集落排水の今問題になってます1億円云々、この一般会計出てるという話も出てるんですが、そんな話も踏まえて相当議論を踏まえて6回のうちのたしか4回は下水処理は何たるものかという勉強にとにかく徹したと。その中で、大体わずかな時間で勉強したわけなんですけど、それでは本当に阿波市全体の下水計画をこれ見直さなきゃいかんということになると、やっぱり我々ではできないと。どっかのコンサルに頼んで、これはきちっとしたんではなくてもいいから大体の阿波市全体の構想を立てようということになりました。

いろいろとコンサル関係も当たり調査もしましたところ、農業集落排水事業については土改連ですか、あそこが随分と県下で設計から指導から皆やられてる。そこへ頼んでみようじゃないかということで、たしか4回目だったんですか、4回目にそんな結論が出て、それでいろいろ環境の課長あたりが当たってます。県土連のほうへお願いして、たしかちよっと細かい数字わかりませんが、約400万円ぐらいですか、非常に安い値段でやっていただいたと。しかも、うれしいことに200万円集落排水あたりの事業してくれるんだったら、コンサル料を200万円をつけようじゃないかという話も出ましてね、実に補助金もいただきました。だから、結局200万円ぐらいでこの契約書が仕上がったと。中間報告あるいは最後の報告も含めて、県土連から専門家に来てもらってその計画性というのを勉強会を開催したと。それが大体4回、5回で今の現在に至ってると。先ほど部長のほうから申しあげました6地域ですか、阿波市の平地部の6地域が集落排水ですか、それから市場が今計画まだ動いてますけれども、公共下水、あと残りが合併浄化槽、そんな格好で動いてきたわけです。

ただ、一番の課題になったのは、現地へ市場の下水道、公共下水についてなかなか現地へ行けないものが、やはり補助事業費なんです。だから、市の財政でどれだけほんまにやれるのか、とりあえずただ市場だけについては、これは法律が言うたって事業中止はできないよ、計画変更もしてますよと、そこが今一番のネックになっている。ただ、市場を動かすには、コンサルあたりの専門的な汚水処理の関係の方の話を聞いたら、相当なコンサルに丸投げではやっぱり大変だろうなど。吉野がしたことで近隣の市町村も随分やってますけれども、相当勉強、担当もプロジェクトをこしらえて勉強してかかると、なかなかコンサルの丸投げという事業をやってもらわない、もう市の財政がもたないよというふうなことに今現在なってます。

いま少しこの検討委員会、当然財政課も入ってますけれども、ほんまに鋭意勉強してか

ら、それで本気でかかりたい、このような段取りで考えておりますので、よろしく議会のほうからもご協力お願いいたしたいと思います。

3分の1これにつきまして、一遍に検討委員会で話ができませんで2回ほどこれについて協議してます。その中で、市場町の。

(2番江澤信明君「そうです」と呼ぶ)

合併浄化槽については、下水道法の第4条だったと思うんですが、許可を受けて事業計画に定められてる地域については合併の浄化槽はやってはいけませんよ、というのは合併浄化槽というのはちょっと今正木議員も言ってましたけれども、40万円各戸の補助金出てますよね。補助金の3分の1が国費、3分の1が県費、それから残り3分の1が市なんです、だから13万円かそこらになりますか。国と県の金は当然もらえないんです、下水道の実施計画地域ですからこれはくれない、幾ら言うてもくれない。だったら、市がやる場合、じゃあ市が確かに事業計画して実行できんのだから、市が全部国の分も県の分も市の分に対して出さなきゃいかんと、そこらがメンバー、たしか十七、八人おったと思うんですが議論の調整がつかなくなって。結局、やっさもっさ言うたあげく、多数決でとったわけなんです、やっぱりそれは国の県のやつを市が出すわけにはいかんなど。3分の1のもん、13万円ぐらいで市の分だけとはにかく、34戸か何ぼやったかね、出そうじゃないかとこれからするところについても、市も責任があるわと。そういうことで、市長にはとにかく報告をしよう、今そういうことになってます流れからいいましたら。そういうことです。だから、今現在は委員会としてはいろいろ全額行けというのもいたし、いや、2分の1がいいというのもおるし、あるいは市費だけの負担分だけでいいという、結局結論的には市の分だけでとりあえず市長には検討委員会の報告はしようということに今現在はそうなってます。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ご答弁申し上げます。

やはり、公平にするということは当然でございますが、今副市長からも説明いたしましたように、この事業についていろいろと意見が内部でもあったと。その結果、やはり3分の1が妥当であろうと、つまり当時この国、県、市のいわゆる当時の町ですが、負担分は仕方がないだろうと、出すべきでないかという結論でしたから、私もそれは3分の1のいわゆる市が当然負担するべきものは負担するべきであろうというふうに考えております。

まずは、そのことはこの前もちょっと申し上げましたけれども、そのことは今副市長が申し上げたとおりでございまして、私は委員会の意見、意向を尊重するののも一つの民意というふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 光永収入役。

○収入役（光永健次君） 江澤議員のご質問にお答えいたします。

この汚水処理構想の検討委員会が6回開催されておりますが、私この会に参加をいたしておりませんし状況については把握いたしておりません。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時33分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 先ほどから私が質問しているように、事業が再開されとるとか、事業が進んでいるんだったら納得できますけども、行政が業務の怠慢でほとんど事業をしてないと。それで、地元にもお願いにも行ってないと、7年も8年もほっといて、それで結論は粉骨砕身努力して邁進しますというて、だれが信用しますか、ねえ。8年、7年ほっといて、これは言いわけを通らんです。それで、住民側から先ほど副市長、検討委員長がおっしゃったように、下水道法で出せない、恐らく出したらまた監査委員とかで違法なお金の出資になると。だけど、逆に住民から行政訴訟を起こされたら、これも負けず、どっちにしても負けるんです。

だけど、これに条項みたいなのを加えて、これも1年に大体3戸なんです、その認可区域で建っているのは3戸なんです、大体平均が。その3戸に仮に40万円平均で、今まで調べてみたら平均で40万円ほど各合併浄化槽に申請した人には40万円前後補助を国と県と市が一定の3分の1、だからもうこれからもほんまに事業進める気があると言うだろうけども、恐らくないんかもわからんのやけども。だから、もう2戸だ、2戸か3戸なんです実際は。それで、阿波市の合併浄化槽設置条項みたいなのがございます。そこに1項目でも入れて、下水道が設置された場合はそれを加入金のやつでいただくとか何か条項を入れて、ほかの地域の方と一緒にお願いできたらと思うて。

そうしないと、先ほど私が間違った金額言いましたけども、その吉野町の下水道農業集

落排水事業されようの方は多分に行政サービスを受けていると。それで、認可区域以外の方は合併浄化槽をしていたら補助金全額受けると、認可区域の人にはゼロだと、事業もしていないけどゼロだと。事業をしているんだったら皆納得しますよ。こういう行政サービスの差を市長は検討委員会からそういう報告したから尊重しますと、おかしい。いつも市長は住民に対しては、行政というのは公正で公平であるべきだと常々言っております。だから、副市長もその市長の思いを酌んで、検討委員会をもう一度結論を先延ばししてもう少し再度検討していただきたいと思いますので、副市長と市長に再度ご質問いたします。

○議長（稲岡正一君） お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎた場合延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時を過ぎた場合、時間を延長することに決定をいたしました。

野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 江澤議員のほうからは非常に厳しい質問を浴びせられてます。

といいますのは、粉骨砕身、市場の事業どうするのかと、現地へ行って進めるべきだという厳しいご質問なんです。市場の下水についてはご承知のように平成11年11月26日に八幡地区ですかあそこで終末処理場をやるということで、議会の全員協議会で決定された旧市場のです。その後、3年後14年12月に請願が出されて採択された、それ以後、まるっきり動いてない、8年間経過した。その間に、市ができたわけです。その経過を知って、これは計画書にしてるんだから、下水道法にすれば、撤退することは恐らく許されないだろうってわかったのが18年なんです。それから、ほんまに粉骨砕身、これ6回にわたって汚水処理とは何たるものか、僕も言いましたけど、ほんまに素人の素人です、皆さん、17人、18人が。とにかくそれでないと、事業計画も立てれないと、それから入ってます。だから、地元へ行ける間がないんです。白紙撤回されてますから、請願が通って。だから、そのあたりの心情をぜひともお酌みもいただきたいなと思っております。事業には大きな大きな物語がございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後4時40分 休憩

午後4時40分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） これも市場の下水の大きな大きな長い物語の中の一部なんですが、市民の公平公正から考えたらやっぱり大きな問題があろうと。これはまさしく議員の指摘されたとおりだと思います。

この件につきましては、再度委員長としてというんですか、委員会にて再度諮って、実際に3分の3でいって、ほか後事業ができたお返しもらうのか、3分の1でいって返してもらうのかっていうのを結論つけたい。

ただ、今の3分の1につきましては、事業ができた暁には全戸加入だよ、合併浄化槽できるともう下水には入らないよ、これはだめです。入ったときには、こっちから出してるお金は返してちょうだい、それまでの結論も出てます。だから、あとは3分の1を出すのか、早う言うたら13万円でいくのか、40万円でいくのかっていう話だけですね。

再度どうなる結果になるかわかりませんが、公平に検討会を開催して結論を出したいと思います。で、市長のほうへ再度お願いに上がりたい、そう思ってます。よろしく願います。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 再問にお答えを申し上げます。

今副市長が断腸の思いで再検討をするということでございましたので、その結果を待ちたいと思いますので、また結果が出ましたら報告をいたしますので、議会の皆さんもひとつご理解とご同意をそのときはお願いいたします。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） もう副市長も断腸の思いで検討委員会で再度検討して、市長の思いである住民に対して公正で公平であるべきというふうな市長の思いを酌んでいただきまして、その地域の方々に対して平等な行政をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩をいたします。

午後4時43分 休憩

午後5時00分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会が開催されましたので、結果を報告いたします。

本日の日程に質疑、委員会付託を追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の日程に質疑、委員会付託を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

一般質問を続行いたします。

14番武田矯君。

○14番（武田 矯君） 順番が参りましたので、それでは通告に従って質問いたします。

ちょっと時間が遅いんですけど、言いたいことは言おうと思ってます。1番が学校教育、2番が農業政策についての2つをいたしたいと思います。

まず、1番目に学校教育。

これについては、私学校訪問で感じたことを申し上げます。去る6月、7月と阿波市の小、幼稚園、中学校全部を訪問いたしまして、特に御所小学校の建物についてとほかは授業参観で私の感じたことを質問いたします。

御所小学校は、7月4日に暑いさなかでございました、温度計見たら33度行っておりました。もう大変暑くて、もう汗びしょになりまして感じたことですが、校舎は2年ぐらい前に建て立派でございますが、その風通しと申しますか2階の分が北側に3段になってガラスの窓が入っております。その1段と2段はあくんですが、3段はあけるのに困難なような状態でございます。

そこで、私考えたのは、風というものは右から入って左、左から入って右とトンネルみたいな方式で、片一方がふさいどったら幾ら風があっても入りにくいと。そこで、皆の文教委員なり役場の教育長を初め理事者の方、それとまた教育委員会の方、十二、三人おりましたか。ここで言うたことですが、やはり暑いのと両方でこれ何で暑いんだろうか、やっぱり窓が片一方があかんからに風が通らん、私を感じまして皆に言うたところ、そうじゃな、これはどなにかせないかんというて教育長も知っとるはずでございま

す。

それと、庭に新しい家でございまして、木が一つもない。もうほかの学校は昔から古い学校で庭には木があり、また校舎のそこにはいろいろのつくり木といいますか、小さな木がありまして照り返しがないと。それで、私この問題について委員が言よったことをどないになったんか、またどういうふうにこの窓があくように考えよんか、この質問でございます。

それと、授業参観でいろいろと私の子供の時代と大分違いまして、今はテレビがはやり子供もいろいろな脳が発達するというか、非常に小学校でも高度な勉強といいますか、我々の時代と違くて進んだ教育をしておるように思いました。それはいいんですけど、また悪い面も昔と、ありました。それは、先生と子供が友達みたいな、これはよろしいんですけど、やはり昔は軍国主義で教育といいますか親子の関係とか、また上級生と下級生の関係とか、こういう節度がありましたが、この点については今また昔とちょっと悪いといえますか欠点といえますか。ええ面もあるかわりに悪い面もあると。それで、私思うのに、道徳教育が大体年間35時間各学校とも、時間数であります。総時間で1年間1,000時間というのが標準でございまして、それは悪いとは言いませんが、やはり道徳と同時に心の教育もしたらいいんでないんかいなと私は思っておりますので、その点についてもどうしているのか、これについて質問いたします。

そして、一番感じたことは一条小学校で、ちょっと読ませていただきます。歯の全日本学校歯科保健優良校表彰受賞校として平成19年度に受けております。これは私が感動いたしました。ずっと平成15年、16年に文部科学省委嘱歯と口の健康づくり推進指定校を受けております。そして、17年度には徳島県保健安全優良校表彰をいただき、現在に至っていると。こういうことで、やはりこれは続けるということは大変難しいといえますか、簡単なようで難しいのでございます。それで、私はこの一条小学校に見習わなければいけないところがたくさんあると、ほかの学校も、こういうことを感じましたので、それに対してお答えを願います。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 武田議員のご質問にお答えいたします。

この夏は大変厳しい暑さが続いておりました。その中、文教厚生常任委員の皆様方にはすべての学校を訪問していただき、本当にありがとうございました。7月4日が御所小学校、しかもそのときの気温が33度と本当に暑さ厳しい折りでございました。今5点ほど

ご質問いただいたと思います。

まず、1点目は、校舎の窓が新しくつくられた木造校舎ではありますが、北側の窓が3段になっております。吹き抜けなので大変広く感じるわけなんです、その3段の窓の真ん中がちょっと手が届きません。はしごあるいは脚立が要ります。一番上は床からこう回せば開くようになっております。一番下はもちろん届きます。ちょうど真ん中が脚立なしでは、しかもその脚立もかなり高いものでなければ届かない状態になっておりまして、そのとき武田議員からもおっしゃられました。実際にそれを見て、ああ、なるほどこれはどうにもならないなというふうな感じがいたしました。このことにつきましては、今後設計業者とよく協議して検討しなければいけないというふうに思っております。とにかく開閉が安全にできるような状態にしなければいけないというふうに思います。本当にご指摘していただいてよくわかりました。

それから、環境づくりの中で木がないというふうなご指摘をいただきましたが、旧校舎から新校舎へなりまして、木も同時にかなり移植はしました。しかし、夏場もありまして枯れた木もございます。

しかしながら、他の学校に比べましては木は少のうございます。その学校訪問のときに武田議員からもご指摘いただいたんですが、こんなに暑いときに南側に木を植えたらどうですかと、それも背の高い木を植えれば風、ひさしにもなるし緑もあっていいんじゃないですかと、こういうふうなご指摘もいただきました。

その後、私どももよく考えてみましたが、今その木を植える場所が子供たちの園芸っていいんでしょうか、花畑になっておりまして、これはちょっと考えなきゃいけないなというふうに思っております。そこで、このことについても学校長とよく相談しながら、できるだけ学校には木をふやしていく方向でよく話し合っていきたいというふうに思います。

それから、3番目にいただきましたのが、特に道德教育でございます。とあわせて先生と生徒が少しけじめといいましょうか、仲がいいといいましょうか、そんな感じが感じたということでございますが、道德教育については非常に大切であります。また、今回学習指導要領改訂にも当たりまして、道德教育の重要性を述べられております。議員からもおっしゃられましたように、年間35時間、週1時間の道德の授業は確保しなければいけないようになっております。道德というものは、その道德の時間だけでできるものではありません。学校教育活動すべての時間で、始業してから終わるまでの間すべて道德教育というものは培われていかなくははいけないというふうに思っておりますので、このことに

については大変重要なものだというふうに認識しておりますので、今後いろんな会ではしっかりと訴えていきたいなというふうに感じております。

それから、次が一条小学校での歯の優良校ということで大変優秀な賞をいただいております。これは10年間にわたって歯の磨く指導をしていただいております、本当に10年間続けるということは並大抵のものとは思いません。素晴らしいことなので、これも以前に阿部議員からも質問いただきまして、できれば阿波市全体というふうな思いもしておりました。これにつきましては、今後さらに幅広く阿波市全体に広げていきたいというふうな思いはございます。努力をしていきたいというふうに感じます。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 再質問になりますが、私ずっとこのごろ地球温暖化の関係で省エネの時代が来ております。そこで、学校をずっと授業参観のときに見たところ、上を見たら電気をつけると。この電気も窓際の明るいところも北側も皆一緒につけておりますので、電気と暑いので扇風機もつけておりました。つけておらん室もあり、つけとる室もあり、それはやはり風が入ったら扇風機も少なくてもいけると。それで、私ほうの今窓があいたら風はたくさん入るんでないかと、こういうさっきの話でございました。

そこで、一服で昼の時間に会議場で、所は申しませんが、これ窓際だけでも消したらどうと、そして消してみたところが全部消えたわけで、それでももう明るさは十分あるから。それで、やはり行けるとこは始末するといいますか無駄なことは省いて、それで必要なときはそれは金を出してでもつくるという、こういう頭といいますか発想が要るんでないかと、今の時代に、こう考えております。

また、学業のほうでは私も孫がおりますから、孫みたいなのが喜んで勉強しよる。問うたところ、これはこの科目は好きじゃと言ってました。それで、やっぱり人間は好きなことは顔を見たらわかります、子供でも。大人でも一緒ですけど、やはりこれからの教育は個性を伸ばすといいますか、阿波市の代表監査委員が講評で、この間阿波市も独特の政策といいますか、これも提言したいというんが、そこで私のこの議場を離れて監査室へ行っただころがおるんです。私はあの言葉に感動しとったんは、安友代表監査委員もにこっと笑いました。やはり、これからの政治というのは上だけのもんでないし、下から上へ言うような発想が要るのでないかと感じましたので、これについて子供の得意な科目を伸ばしてやると、また阿波市の職員もこういうふうな発想で100の力あるもんは100出し

て、90の力にも90というふうには能力いっぱいには指導者がやれば、まだまだ発展の余地はあると思いますので、子供のこれはもう余談でございますが、子供の教育についてこういうことを再々言うのでございますが、なお教育長の考えをお答えをお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 武田議員の再問にお答えいたします。

教育のあり方というふうにとらえました。議員もおっしゃっていただきましたように、一人一人それぞれ個性がありまして、それぞれの個性をしっかりと伸ばしてやるのが大きな課題であり、学校教職員にとりましても今もそういうふうな思いで努力をいたしております。

質問の中で、阿波市の特色ある教育のあり方ということも触れられましたので、今回特に阿波市の特色あるいわゆる阿波市として個性、その教育は何かと言われたときに、今すぐ頭に浮かぶのは小学校の英語活動であります。これは今県下じゅうでかなり視察に来ております。このあり方が今非常によく、ことしも調査いたしました子供たちが喜んで楽しんで学習するという傾向が昨年度よりもさらに高くなってきておりまして、これはいい傾向かなというふうに思っております。これは大きな我が市の教育の特色というふうに考えておりまして、さらに発展させていきたいなというふうに思います。

また、電灯を消すという話もございまして、このことについては地球温暖化に関係することだと思っております。省エネ等の話だと思っておりますが、このことについても実は今学校では真剣に取り組んでいます。とにかく自分たちができることということで、ささいなことであっても努力していこうと、今言った電灯を消すことから始まって、水道の節水、そしてまた自然のいろんなものについての取り組み、木を植える、あるいは花を育てる、そういったことも考えながら地球に対して真剣に取り組んでいくということがあります。

実は、きのうの新聞でしたか、大変ありがたいことがありました。それは吉野町の市川精一さんが気遣いで地球を救えというふうなDVDを小学校、中学校に寄附をしていただきました。これは新聞に載っておったと思っておりますのでごらんになられたと思うんですけども、これは学校におきましては大変ありがたい教材であります。私も見ました、25分ほどかかりますけども、内容は大変いいものだなというふうに思っております。今後学校ではしっかりと活用していただけるものと思っております。

また、それ以外の教育のあり方につきましては、今は自然体では小学校も中学校も本当に順調に学校はっております。これひとえに学校の先生方は一生懸命やっておることと

同時に、地域住民の方々の協力が非常に大きいです。そんなところで、これからもさらに阿波市の教育が発展できますようにいろんな面でご協力をしていただけたらありがたいと思っております。とにかく個性をしっかり伸ばした教育、そして子供たちが将来へ向けていわゆる生きる力をしっかりつけていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） もうこの問題は最後の質問でございますが、給食問題について一言言わせていただきます。

阿波市の各学校でも給食を3回、よばれました。栄養のなにもいろいろ書いてありましたが、週に1回ないし2回の米食をしておるそうでございますが、このお米の余った時期に南国市へ行って週5日したところを勉強させてもらいましたが、これは学校だけでなしに社会、もう親から周りの者から影響が大きいと。それで、市も学校給食に対する棚田の米を供給しているようで、おいしいそうでございますと。1俵に市のほうから1,000円の補助金を出しておると。

それで、もう子供がおいしいおいしい言うて一つも残さんと。これ子供が帰って親に言うたら、親も今まで朝パンで御飯食べていない、炊かなんだんが食べていると。それで、次々に波及して今農業の振興にもなるし、地元の地産地消で野菜も近くのもんから売れるし、いろいろな波及効果があって大変好評をしておるそうでございますので、阿波市におきましてもぜひともこういうことを見習うて私はしてもらいたいと、こう思っています。これはもう答えは要りませんけん私の意見として、時間も大分たっておりますので、ちょっとは考えて質問したいと思えます。これでほんなら、学校のほうは終わらせていただきます。

次に、農業政策について、温暖化対策と並行した資源の開発について取り組んでいるかということでございますが、これもこういう問題を私もたびたび言っておりますが、一向にこれが実現しないわけでございますが、1番太陽、2番水、3番緑、緑はこれ山の緑とか植物の野菜とか農業のなを皆米とか麦とか皆緑のもんで、炭素を吸うて炭素同化作用で酸素を編み出す、人間は逆に酸素を吸って炭素を吐き出す、炭酸ガスを吐き出す。人間と農業といいますか緑というものは切っても切れない関係でございます。

そこで、太陽について申します。今日本は温暖化対策と、またCO<sub>2</sub>の問題でやかましく世界からも言われ、日本も真剣に取り組んでおりますが、これ農業も温暖化対策に貢献

していると思います。植物は炭素を吸って酸素を吐き出す。そこで、農業新聞をちょっと読ませていただきます。自給率向上に重点を置いて水田の有効活用へ総額3兆円の概算要求で2009年度にしております。水田の有効活用へ526億円、食料自給率を引き上げるため水田を最大限に活用することを打ち出した。米粉や飼料用米、麦、大豆などを自給率向上の戦略作物に位置づけ、増産を支援する水田等有効活用促進対策として526億円を盛り込み、作付拡大に対し新たに助成金を交付する。米粉、飼料用などの新規事業米を作付する場合、10アール当たり5万円を助成、麦、大豆、飼料作物は同3万5,000円、水田裏作、畑作付機へ毎年交付していく。現在の産地づくり交付金は、現行水準である総額1,470億円を維持する、とこういふ、これ読んだら切りがないけんこれで置きますが、今まで岩脇部長が阿波市は減反をせなんだら麦の補助金を出せないと、こういう答弁でございますが、これ来年度から政府も年々年々変わる、朝に夕に変わる、私の言うことが通るようにかもわからない、これが実現したら。政府もこれ新聞に出すぐらいだから、まるでうそは言よらんと私は信じておりますので、この阿波市も冬場野菜は手間がかかるけん大方の土地が遊んでおりますので、これを引用してさあ来年から出すというても用意ができないから、今から準備する必要があると思うんですが、これに対してどういう考えでおるかお答えいたします。

ほれと、これは緑のほうでございます。これと太陽のほうは、今太陽光発電を国も前から進めておりますが、今も進めておりますが、国の補助金がつけば当然県の補助金もつくつと、もう何の事業でも皆一緒でございます。市も補助金を出さにやいかんと、こういうことになると思いますが、これに対して市長はどういう考えがあるのか、この答えをひとつ。

また、改良区も農業と一緒にいろいろな助成金をもらっておるそうでございます。例えば久勝の別埜池っていうのが山王の北裏側の上に別埜池がありますが、これを別埜池の土手にこの前北岸用水の事務局長さんがこれも考えているということを言っておりました。実現するかしないか知らんけん、私こういう話も聞いておりますので、改良区とかいろいろ市も一体となって協力してもらいたいと、こういうふうに思っておりますので市長はどういう、これに対して考えでおるかお答え願います。

それと、水でございますが水はご承知のように阿波市は各小さい川がありまして、今この世の中は資源を利用することによって、資源は昔からいつまでも滅びんのです。人間が欲に迷うてした産業は時代が合わなければやまるし、自然は地球が続く限り吉野川はやっ

ぱり流れております。もう川も伊沢谷も昔からやっぱり変わりません。自然を利用するという事は、絶対に間違いないということでございます。

そこで、私も野崎副市長に北岸用水の落差があるところででもせいと言われたけど、もうこれは言いませんけど、いつかは実現するかもわからんと私は思っております。あれも重力でございます。もう至るところに重力というのはもう地球が続く限りあるので、それを利用するという考えも一つ視野に入れていろいろと模索してみる必要があるのではないかと私は思っておりますので、これについてお答え願います。このほんなら太陽と水と緑、それで山もこれ緑でございますので、阿波市も山が7割もありますので、これについてもどのように考えておるのか。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 14番武田議員の一般質問、農業施策について温暖化対策と並行した資源の開発についての取り組みについて、太陽と水と緑ということでもちょっと順番違うかもわかりませんが、よろしいでしょうか。

近年、地球の温暖化が進み重大な問題となっております。防止対策として、温暖化の最大の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減することが重要であります。現在、家庭用電力など大部分は原子力、火力、水力発電で補っておりますが、その他に環境面から、風力、太陽光発電がございます。最近では、化石燃料に依存しないで二酸化炭素を排出せずエネルギーの再利用が可能な再生可能エネルギーの一つで、河川や水路に設置した水車やタービンを回転させ発電する小規模水力発電が見直され、農水省でも力を入れているようであります。

しかし、阿波市においての河川、農業用水路を利用する発電につきましては、地理的条件、安定的な水量、冬季の水量不足、事業費、設備投資に対する効果等から考えますと、水力発電は初期投資が大きく発電原価が他の電源と比較して割高であります。

また、近年台風等による異常取水等により、発電施設の損壊等が懸念されます。また、現在の制度では規制が厳しく事前調査の内容の作成書類、手続等が規模にかかわらず定められており、過大な負担となっているようです。また、技術面では小規模利用での機器の標準化、量産化が進んでいない状況で、コスト削減ができていないようでございます。このようなことから、経済的な費用対効果を考えますと、現段階においては困難であるのかなということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、太陽光発電の補助等についてであります。今申し上げましたとおり環境に優し

い発電方法であります。現在、阿波市においても太陽光発電を取り入れられている家庭が増加しているように見受けられます。

一般の住宅が対象となっている国による補助金制度は太陽光発電導入事業、平成17年をもって終了をいたしております。現在は、県または市町村による独自の補助金が交付されております。県内においては、海部郡美波町、板野郡松茂町の2町でございます。阿波市においては補助金等はありません。

この美波町につきましては、10万円から上限が50万円まで、1キロワットアワーというんですか、松茂町が8万円で4キロワットまでということで24万円になります。

それと、自給率の向上について議員から全国農業新聞等でご紹介いただきましたが、主要先進国の中で日本は10位と最低水準でございます。18年度において、食料自給率は39%カロリーベースとなっております。要因といたしましては、食の洋風化などに伴う米の消費量の減少と畜産物や油脂の消費増加と、また食料需要の変化とともに少子化、高齢化、農家の減少、農地の減少、農産物の価格の低迷などによるものでございます。一方、国際的にも異常気象やバイオ燃料への転換などによる穀物の急激な上昇など食料の安定供給に不安を残しているところであります。

こういう状況を踏まえて、先ほど議員にご紹介いただきました農水省において来年、平成21年度に自給率の向上を目玉に国内自給力を強化する対策を実施するとしております。水田を最大限に有効活用することや米粉、飼料用米、麦、大豆などを重点作物として増産を支援し、作付の拡大を図ることとしております。

阿波市といたしましても、国や県の新しい対策、方針に従いながら担い手農家への農地集積、少子・高齢化問題、ブランド作物の推進、遊休農地の解消など阿波市の基本計画に基づき関係団体、農業者、農業団体、その他関係団体と連携協力しながら食料自給率の向上に向け推進してまいりたいと考えております。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後5時43分 休憩

午後5時44分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 武田議員からは、自然を利用した農家とか市民とかの経営戦略というんですか、そういうものはどうなのかというふうな話だったと思うんですが、自然

の場合、太陽熱とかあるいは風とか、それから水とか、今バイオで植物利用ですか、そういうものがあるんじゃないかと思ってます。

ご承知のように、先ほども議会で答えたんですが、総合経済対策ですか、この中で持続可能社会への変革を加速させたいというのが項目が入ってます。これ重要項目なんです、この中で省エネ、太陽光発電など新エネルギーを促進していこうと。過去の例見ましたら、太陽光発電は補助事業あったんですが、新エネルギー開発ということあったんですが、今現在は国庫補助なくなってます。県下ではたしか海陽町と松茂が行ってますか、補助事業やってるようですけど。新たにこういうものやっついこうと、特に風の利用なんてのは非常に佐那河内は14基も5基ももう風力発電ですか、山の上にいっぱいこう建ってる。今我々の家庭でやってるのは、恐らく太陽光発電じゃないかなということです。今別埜池の話はちょっと僕もよくわからないんですが、別埜池の池ののり面を利用して太陽光を使うわけですか。ちょっとこれは初めて聞きましたし、現場がどういうのり面なのかもよくわかりませんので、また再度見に行っ、行けるのかどうかもちょっと確認もしたいなと思ってます。

あと、これ以外に農業新聞ですかこれ、農業新聞でその自給率向上が云々とか、これからお米が足りんのにどうなっているのかという話もあったんですが、これについては相当古いときからこの話をやってます。どういうことなんかというと、お米はとにかく我々が食べるお米は余ってるんです。これはつくるなよということです。じゃあ、どうするの、僕らが食べるお米はつくらずに、夏作にお米のかわりに大豆つくったり、それから飼料米をつくったり、米の粉、各工業用に行く米の粉をつくったりしろと、人間が食べるやつはつくるなよと。つくらなかつたら補助金あげる。そのかわりほかの、牛が食べるお米、それから工業用の米の粉、これについては今度新しゅうにまたお金あげようと、こう言よんです。だから、ちょっとごっちゃにならないようにしたほうがいいと思うんですけど。食べる米はやめなさい、補助金あげましょう。やめてくれて、工業用に使う米とか牛にやるお米をつくったりしたら、これにはお金あげましょう、ダブルであげましょうと、こういうことです。だから、お米をつくれというんじゃないんです。そこらの仕分けだけはしっかり僕らが勉強してないと、えらいことになるということで、参考までに。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） 今副市長から言われたんでございますが、やはり私も夢がある

が市のほうとしても始末ばかり言わんときちっと投資して夢を持って発展の何かをせなんだら、農業はつぶれるというかもうつぶれる寸前でございますが、大企業にせいと言うたところが、農業の我々飛躍を算用しない人がしないようになったから企業はなおさらしないと。企業はもうからなしないけんね。それで、野崎副市長が言う大きくしたらいいなんじゃけん、外国のマネができない日本は、土地柄。それで、百姓がもうかるようにならなんだら企業も手つけんと思う。理屈は答弁になるほどと思うんじゃけん、実際問題として企業は手つけんと思います、この5,000円や6,000円の米では。1万円ぐらいになったらそりゃ企業も手つけるし、また企業にしてもらいでも我々百姓が1万円だったらします。それで、もう安いのがこれ原因です。野菜にたかったら野菜もようけ何ぼでも要らん差があると。

ほんで、やはり私が言うこれ山田錦を阿波町農協はしているのですが、これはまあまあ、これもおもしろいことはないんです。通ったら1万2,000円ぐらい買うてくれる。これをたくさんとれない、3石までとって3石の中で1石まで通らん米をこしらえます。もう向こう算用して、これぐらいなら百姓もつくってくれるだろう、一般の米がこれぐらいだからというふうにして、次第に下がっています。それもまたいつまでも続きません。

それで、麦や何もないもんをこの山田錦に見習うてこういう補助金なしでもええ小麦がとれたらいけるんでないんかなと私は思っておるのでございます。野菜は何ぼでも手間がかかるけん、今4,000丁もある阿波市の田んぼに冬場全部は野菜はできまへん。でけるのであればもう休まさんとずっとしている。

そこで、再質問いたしますが、国は土地も資源でございます、資源の活用を言うております。世界的に穀物が不足しているのに、なぜ日本がつくれるところがあるのにつくらんのかというような、インドとか発展途上国のアフリカとかもう活用してる人がようけあると。こういうほうに回して、それでこれを地球温暖化の対策にこの金で発展途上国のCO<sub>2</sub>対策に金を持ってしようかと日本も世界の先進国も言っている時代だけに、こういう発想を持って進めなんだらこれからの農業は立っていかんのでないかなと思っておりますので、これについてひとつお答え願います。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 武田議員の再問にお答えを申し上げます。

今世の中変わりまして、食料の自給率の向上と、こう振っておいては逃げてます。今先

ほど議員からも指摘されましたように、国におきましても来年度予算の概算要求に大幅な予算を要求して農業政策を変えていこうというような動きがあるわけですので、私たちがこれを利用と申したいわけじゃないかわかりませんが、やっぱりこういう国の政策に乗っていくことも大事であろうかと思えます。ちょっと私も今川島地区の耕地の活用のための耕地事業の推進協議会の役員もしておりますので、川島のほうに行く機会も多々ございます。専門家の意見も聞きながらおくれなようにそういう新しいメニューを阿波市にも取り入れていきたいというふうに考えてます。

また、先ほどの給食のお話もございました。南国市におきましては、南国市のお米を給食に使った場合は、1俵に補助金を1万円出すというようなお話もございました。これも検討するに値する話だと思います。私たちがやっぱりよそのやってることもよく知って、阿波市として何ができるかということを実際に考えて、農家の皆さんとともに私たちのこの阿波市で生活ができることも考えてゆかなければならないと思えます。

余談になりますが、きのう阿波病院の問題も出ました。パスは幸いにいたしまして、議員の皆さんきょうは遅くまで頑張ってくれてますので、あすは明け番ということになりますので、健康福祉部長ともどもに阿波病院にもお邪魔し、その前には地元の農協にも訪問いたしまして病院の存続と申しますか、機能充実についてお願いをして、できれば陳情書にもそれぞれの農協からもご署名をいただきまして、農協四連が経営しています病院でございまして、私たちよりはやっぱり直接関係のある農協さんのほうが力強いと思えますので、3つの、とりあえずこの市場、阿波、それから板野郡農協まで訪問して、できれば趣旨にご理解いただいて一緒に運動したらというふうに考えてますので、その農協問題につきましても今まで以上に農協、改良区との連携も必要であろうかと思えます。専門家としての知識も持っておりますので、それらをしっかりと勉強しながら手をつないでこの阿波市の農家の発展のために尽くす義務があると私は思っておりますので、あすはそういう行動を起こしたいというふうに考えてますので、武田議員からの貴重なご提言が無にならないように努力をしてみたいと思います。これからも農家の皆さんと一緒に歩む阿波市になりたいと思っておりますので、よろしくご指導、ご協力をお願いいたします。終わります。

○議長（稲岡正一君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） まだ9分ありますので、再々質問をいたしたいと思えます。

副市長が北岸用水の水の問題でいろいろ資料もくださって、戸を私があけたわけですが、もう閉める時期が来ておりますので、あのときは2年、1年ぐらい前だったで

すか、国が総四国電力の発電量の1.3%、そしたら今0.8、2年前にはでけると。ほんで、まだ0.5余裕がある、義務づけられとる損がいつでもせにゃいかんと法律的に、ほれを聞きましたが、今の時期でどうなっとんかちょっとお聞きしたいと思います。余裕があるって、まだ達成でけとらんけん2年前に。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後5時57分 休憩

午後6時00分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 武田議員からは自然の利用というんですか、それで炭酸ガスをとにかく減せというような、こういう義務づけられとるもんがあると四国電力に。四国電力はそれをやっぱり達成してるのかどうか、そこらあたりを知っとるかというご質問でございます。

それで、実は私から資料もお渡ししたと思うんですが、実は1から0.8とかというような数字が出てるんですが議員からは。よく理解今のとこできませんので、再度武田議員にお渡しした資料をもう一回勉強いたしまして、また個別によろしく検討していこうと思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（稲岡正一君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） ああ、もう時間もたちましたので、時間はあるけんどもこれで終わります。

○議長（稲岡正一君） 以上で一般質問が終わりました。

~~~~~

追加日程第1 報告第4号 平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書について

報告第5号 平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

議案第57号 平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第59号 平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成19年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 議案第67号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第68号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第70号 阿波市市庁舎建設基金条例の制定について
- 議案第71号 阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について
- 議案第73号 中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央広域環境施設組合同規約の変更について
- 議案第74号 動産の取得について（消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の購入）

○議長（稲岡正一君） 次に、追加日程第1、報告第4号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第74号までを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3番正木文男君。

**○3番（正木文男君）** それでは、大分時間も押しております。質疑ということでさせていただいたらと思うわけです。

質疑につきましては、私もどういうスタイルでやったらいいのかなというようなことでちょっと確認をさせてもらいました。質疑については、上程されておる議案についての質問で、意見ですか、反対とか賛成とか、こういうのは言えないよと、またそれは後の討論だとかそういう中でというようなことで、議会事務局のほうが親切にこういうものをコピーしていただきまして教えていただきました。

そんな中で、補足的な質問とそれからこういう考え方もあるよというような立場での質疑というのはできるというようなことで、そんな観点からさせていただいたらというふうに思います。

質疑、この議案第70号ということ、阿波市庁舎建設基金条例の制定についてということなんですけども、これにつきましては松永議員もかなりな内容を質問していただきました。その中で感じましたいろんな財源の問題とか維持管理の節減の問題等をされておりました。ちょっと気がついたところで言いましたら、維持管理費の節減がトータル統合庁舎になって10%かなと、額にして五、六百万円ですか、そんな程度の統合庁舎ができて維持管理費の節減がそういうものしかないのかなというようなこともちょっと意外な気もいたしました。

そんな中で、この基金条例なんですけども、この新庁舎建設について計画内容について賛否含め今議論途中であるじゃないかなというふうに認識をしておるわけなんですけども、新庁舎の全体計画、規模、構造、事業費と、それから用地取得の予定及び建築スケジュールはどうなっているのかというのが1点です。

それから、2番目にはこの基金毎年1億円ずつ積まれるという中で、この基金を含めた予算の計画。予算というのは、どういうふうな財源とか、そういうものを充てて考えておられるのかというのが2点目です。

それから、3点目が本条例の上程についてこの庁舎問題特別委員会にはかけたのかどうか、そこで議論をされたのかどうか、この条例を上げるについて庁舎問題特別委員会のほ

うで議論をされたのかどうかの3点についてまず質問をさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 正木議員の議案に対する質疑についてご答弁申し上げたいと思います。

阿波市市庁舎建設基金条例の制定についてという1点目のご質問であります。まず庁舎の規模についてですが、庁舎特別委員会に出ささせていただきました約1万1,500平米が本市における庁舎標準面積であるとお答えしてきましたが、コンパクトな庁舎であるべきとの視点から、現在1万平米を切る面積で可能かどうか検討をしているところであります。より具体的には、その構造も含め基本設計、策定時において細かな検討を十分に加えた上照査をし、最終的な調整面積及び構造について決定してまいりたいと考えております。

次に、事業費についてですが、建設地の用地、補償費並びに造成費の積算が難しい状況の中で庁舎特別委員会に3つの想定事業費を示させていただいておりますが、財政状況厳しい中での事業でありますので、最大限の知恵を絞りコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

次に、用地取得の予定や今後のスケジュールについてですが、庁舎建設に充てる財源につきましても、その大部分について合併特例債を活用することを予定しております。したがって、その活用期限であります平成26年度末までに事業が完了するべく工程を組んでいくこととなりますので、合併後4年目を迎えた現在、26年度末の事業完了を実現するためには早期の建設地の決定のみならず、スムーズな用地取得が可能であろう箇所からの用地選定が重要な選定要件にならうかと考えております。

それから、この基金条例を制定にするについて、特別委員会に協議をしたかということですが、これ条例を上げることについての協議はいたしておりません。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後6時06分 休憩

午後6時09分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正本文男君。

○3番（正本文男君） ということは、この庁舎建設について特別委員会とかを設置して

議論を進めておられるわけなんですけども、現実のところは市民にもお知らせできるような具体的な内容規模というようなものが今の段階でははっきり見えてこない、見えておらないといえますかそういう状況であるという解釈でよろしんでしょうか。

それからもう一点、特別委員会にもこの条例上程についてかけてないというのはなぜか私らにしましたら、抜け駆け的なといえますか、今言ったように計画もさほどじゃない、そういう状況の中でこれだけの予算化をしていくという中で、余りにも議会といえますか我々を無視して抜け駆け的な上程というような気がするわけなんですけど、この点についてどうでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 正木議員の再問にお答えをいたしたいと思いますが、今先ほど私が答弁申し上げましたように、事業費とかいろんな具体的に決定した数字はまだお示しができません。今後いろいろと検討していく中でいろいろと数字的なことも今後変わるといえますので、具体的にはそれが決定したというような数字が現在のところではお示しすることができないので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、議員をのけて私のほうで独自でそういった基金条例、そういったことはもうさらさらございません。今までにもシミュレーションの中にはそういった基金も積んでいきたいというような、いろいろご答弁申し上げてきましたので、議員にはもう本当にいろいろと協議をしていかんと、この大きな事業進めるわけにはいきませんので、いろいろと今後も協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） これ質疑の中ではやっぱり限界がありますので、また討論とかそういう中でいろんな意見等は言わせていただいたらというふうに思います。

じゃあ、もう最後の質問1点、もう一点なんですけども、この庁舎建設については賛否両論さまざまな意見があること。また、市内その他公共施設です、公民館とか福祉施設、そういうものはもういろいろ増改築だとか耐震対策だとか、そういう面での予算需要というものも今考えられることから、この基金造成を考えるのであれば、阿波市公共施設等建設基金条例と、そして幅広く対応できるように考えたらどうだろうか。この条例に対して私としてのこういう考えもあるという形でちょっと提言をさせていただいたらと思うんですが、これについてどうとらえられるでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） ただいまのご質問であります、庁舎建設事業につきましては総体的に個々さまざまなご意見があると同時に、旧町間の住民意識にも温度差があるように認識をいたしております。庁舎建設を今どうして進めるべきかについては、先ほども答弁させていただきましたが、合併特例債の活用により平時の庁舎建設が全額市単独費でこれに充当しなければならないことと比較しますと、大変有利に事業を行えるため、合併後10年間に限り認められている期間内に事業を完了すべきと考えているからであります。庁舎建設基金条例の制定につきましては、合併特例債が充当できない部分の事業費に充て、円滑な事業を遂行するべく設置するものでありますので、さまざまなご意見があるかと思いますが、ご理解をいただきたいと考えております。

今議員からお話がありましたように、公共施設の基金、いろんな公共施設に対してのそういったことであったかと思いますが、やはり我々も特定の目的基金として庁舎建設に充てるということでこういった基金条例をお願いしておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） 質疑ということで理事者側のこの条例を上程したという中での状況ですか、今の庁舎問題の審議状況だとか、それからその思いというものは理解をさせていただきました。あとは、また討論とかそういう中でいろんな意見を言わせていただくということで、質疑としてはこれで終わらせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第4号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第74号までについて、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件については審査されますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、あす12日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、あす12日は休会とすることに決定いたしました。

次回の日程をご報告いたします。

16日午前10時より総務常任委員会、17日午前10時より文教厚生常任委員会、18日午前10時より産業建設常任委員会、19日午前9時30分より決算審査特別委員会です。

なお、次回本会議は24日午前10時再開といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後6時17分 散会